

午前10時30分開会

○岩佐委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。

欠席届が出ています。富士見出張所長が通院のため欠席、会計管理者が出張公務のため12時から欠席です。

それでは、本日の日程をご確認ください。地域振興部の報告事項が7件、政策経営部の報告事項が11件、会計室の報告事項が1件です。

日程1、報告事項に入りますが、最初に、会計室の案件から報告を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、会計室（1）令和7年度各会計決算額（速報）について、理事者からの説明を求めます。

○大森会計管理者 今般、令和7年度会計の歳入歳出を確定させるための出納整理期間を先月5月末で終わめましたので、各会計決算額の速報について、会計室資料1に基づきご報告をさせていただきます。

令和7年度の各会計につきましては、一般会計をはじめ三つの特別会計で黒字決算となっております。

まず項番1、一般会計でございます。Bの歳入総額は792億円余、Cの歳出総額は737億円余でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた額、Dは55億5,997万円余となり、この額が形式収支でございます。ここから翌年度に繰り越すべき財源Eの9億8,593万円余を差し引きましたFの実質収支額45億7,403万9,454円がいわゆる純黒字額でございます。

項番2、以降の三つの特別会計には繰越明許費がございませんので、歳入歳出差引額がそのまま実質収支額となります。ですので、項番2の国保会計の実質収支は、Dの歳入総額から歳出総額を差し引いた額である7億4,926万円余となります。項番3の介護特会の実質収支は、Dの歳入から歳出を差し引いた額2億1,089万円余、項番4の後期高齢医療特会の実質収支額は、Dの9,608万円余となっております。

次ページには、令和7年度と令和6年度との決算比較を掲載してございます。後ほどご覧いただければと存じます。

本日は出納閉鎖直後の速報としてご説明させていただきました。詳細につきましては第3回区議会定例会で改めてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ご報告は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。ご報告を頂きました。委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 大丈夫ですかね。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（1）令和7年度各会計決算額（速報）の質疑を終了いたします。

以上で会計室の報告を終わり、続けて地域振興部の報告に入ります。

地域振興部（１）町会支援プログラム事業について、理事者からの説明を求めます。

○赤海コミュニティ総務課長 それでは、令和８年度町会支援プログラム事業についてご報告させていただきます。

まず、町会は、地域の防犯・防災や環境美化、高齢者や子どもの見守り、レクリエーションなど、身近な暮らしに関わる様々な活動を通して、良好なコミュニティの形成や安全で安心な暮らしやすい地域社会の維持と発展に貢献しております。一方、かねてより加入率の減少や役員等の担い手不足などにより運営や活動が困難になっているというところもございます。持続可能性が課題となっているところでございます。こうした課題に対しまして、私どもコミュニティ総務課では町会支援プログラムを構築いたしまして、今年の初旬から実装を開始したところでございます。今回改めて事業の概要や状況についてご報告さしあげるものでございます。

地域振興部資料１をご覧くださいいただければと思います。

項番１、事業の概要でございます。町会、連合町会がかかえる困りごとをお聞きし、課題分析シートを作成するとともに、状況に合わせた解決・改善策と一緒に考え、課題に応じて様々なメニューを組み合わせ、課題解決に向け、伴走による活動支援を行うというものでございます。

項番２、支援メニュー（主なものの例）こういった支援かというものでございます。一つ目、町会運営の改善、これは規約改正、役員の業務の整理、各種助成制度の紹介・申請の支援、会費集金方法の見直し、担い手創出、他町会・事業所との連携、法人化支援といったことについての支援でございます。

次に、加入促進でございますが、こちらは町会PRパンフレットの作成支援ですとか加入メリットの周知、マンション居住者へのアプローチ方法助言、未加入者との関係構築といったことを支援するものでございます。

三つ目のデジタル化推進は、運営のDX化をお手伝いするという支援でございます。例えば電子回覧板の導入ですとか、事務処理、会議、会計等のアプリケーションツールの導入・運用ほか、例えば過去の町会法ですとか記念誌等をデジタル化したいといったようなことに対して支援を行うものでございます。

それから、イベント等支援です。イベント企画、イベント担い手・協力者の確保に向けた取組、マンションとの共催、町会誌・周年記念誌等の制作などを支援、お手伝いするというものでございます。

項番３、令和７年度の主な支援実績でございます。町会等を取り巻く現状を鑑みまして、令和８年２月から開始させていただいたものでございます。なお、令和７年度に実施したアンケートとヒアリングを基に先行して三つの町会に対応を開始したものでございますが、デジタル化推進に関する支援が２町会、町会運営に関する支援が１町会でございます。まず、デジタル化推進におきましては、①といたしまして、デジタル活用支援事業の継続支援として１町会ございました。会員のデジタルスキル向上等町会活性化に資する事業の支援と記入してございますが、ヒアリングの中で、これまで集まる場づくりとしてのデジタルスキル向上の場を行っていたというものでございますが、今後、防災やまちづくりをテーマとした場として転換していきたいというお話があったことと、併せて会計業務の負担軽減や町会費徴収方法の見直しなど、課題解決に向けて進めたいというようにお話を頂い

ていて、それに対応しているというものでございます。

②番の町会活動のデジタル化に関する支援として1町会でございますが、こちらは町会内の防災意識向上と、それに対応しての防災アプリ導入・運営に向けた支援というものを実施しているところでございます。

次に、町会運営といたしましては、組織の運営に関する支援として1町会、担い手町会員の減少に伴う組織運営における課題整理及び今後の対応について支援を実施しているものでございます。

項番の4、令和8年度申込状況でございます。4月中旬に全ての町会に支援プログラムのお知らせとともに活用募集を行いました。一度5月15日に締め切らせていただいております。その時点では9町会でございます。内訳といたしましては、デジタルの活用に対する支援として2件、それから、運営に関することや加入促進など7件ということでエントリーいただいているところでございます。令和7年度支援団体の3町会を含めまして、8年度は現状12町会の支援を開始予定でございます。一方で、申込みは、今締め切ってはございますけれども、合計20団体を上限として引き続き相談を受け付けるという状況でございます。

項番5、今後の見込み・取組でございますが、令和8年度におきましては申込町会に対する伴走支援の着実な実施を進めさせていただきます。また、年度末に効果の検証を行ってまいりますとともに、支援事例集等を整備しほかの町会への横展開を図ってまいりたいと考えております。今後といたしましては、8年度の支援実績を踏まえ、より効果的な町会支援につなげてまいりたいと考えております。

ご報告は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。ご説明を頂きました。質疑を受けます。

○田中委員 町会支援プログラム事業についてなんですけれども、まず事業の概要、1番のところにあるように、「町会、連合町会がかかえるお困りごとをお聞きし」ということで、アンケート対象、ヒアリング対象が既に加わっている方や役員などを務められている方々ということになっていると思うんですけれども、この支援メニューの（2）にあるように、加入促進などを行っていくためには、加入されていない方のご意見とか、一旦は加入していたけれどもやめられてしまった方々のご意見などを聞いていく必要があると思うんですね。昨年度町会へのヒアリングなどをすごく綿密にやっていたことは高く評価しているんですけれども、それで、入られていない方のご意見というのが区政モニターアンケートというもので昨年度行われているということで、結果を拝見したんですけれども、複数回答が可能という質問にもかかわらず、一番多い回答数で20にとどまっているんですね。これが、じゃあ区政モニターというものにそもそも参加される方が、やはり区政にご興味のある方が多いと思うんですね。もう既に加わっているから回答数が少ないのか、全体の母数が少ないのかちょっと分からないんですけれども、もっと広い広聴というか、聞き取り調査、今だとホームページやLINEなどを使ってなど、そういうアプローチも必要ではないかと思うんですけれども、そこら辺いかがでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 ただいま田中委員からご指摘いただきましたとおり、まずは町会関係者へのアンケートを実施させていただいたのと、区政モニター100名ということで、そのうち95名の方に回答を頂いているという状況がご覧いただいている内容か

と思います。恐らくご指摘のように、区民全員に対しての調査というのが最もつまびらかになる内容なんだろうなというふうには認識しているところでございますが、なかなか世論調査でも二千数百件の対象で対応しているという状況もございまして、全数調査は難しいというところはございます。

一方で、区政モニター、やはりご指摘のように、区政に非常に関心が高い方ということでエントリーされているということから、そういった、何というんでしょうか、関心があるからこそその回答の傾向もあるだろうなというふうには受け止めているところでございます。その中には町会に既に加わっていらっしゃる方もおられれば、加わっていないという方も当然いらっしゃるわけで、それはモニターの結果報告にも記載——すみません、数値は今分からなくて申し訳ないんですが、あったかと思います。今後、そうですね、町会の未加入者がどうして加入していないんだろうかということに関しては、今回の区政モニターアンケートでも一定の傾向はあったなというふうには認識しているところでございますが、ちょっと機会を捉えながら、こういった対象にこういったような調査がかけられるかについては、ちょっと研究をさせていただければというふうに考えます。

○田中委員 はい。ぜひ進めていただきたいと思います。千代田区でも職員の再採用、カンバック採用なども始められているようですので、町会などに関してもそのようなアプローチ、一旦は町会活動されていたけれども何らかの理由でやめられてしまった方々などへのアプローチという視点も加えていただけるとありがたいと思います。

○赤海コミュニティ総務課長 そうですね。入っていらっしゃらない方、それから出られた方をどうやって抽出するのか、非常に課題があるかなと今受け止めているところでございますが、ちょっとまさに研究をさせていただければと存じます。

○岩佐委員長 ほかに何かご質疑がありますか。

○米田委員 令和7年度3件あったと。2月から始まったところなんで短い期間ですけど、この3件の中でこういったことがあったか、成果があったのか。また区として、地域振興部としてどのような手応えがあったかというのを参考のために聞かせていただきたいんですけど。

○赤海コミュニティ総務課長 令和7年度でございますが、ご指摘いただいたとおり、おおむね2月ぐらいから実質的に稼働させていただいているということがあったのと、時間的なもの等々に起因して3町会とさせていただいているところでございます。先ほど少し報告の中で触れさせていただいておりますけれども、例えば、一つの町会のデジタル化支援というようなものについての対応についてですけれども、まず、町会の中で入っている方、入っていない方、特に入っていない方がかなり多い中で、町会が発信したい情報がやはり届かない。届かないからこそ町会への興味が引かれていないということが相談の中であったかと覚えております。そうした中で、千代田区の防災アプリを導入して、これを町会内、町内に周知を図ってぜひ活用してもらいたいんだというようなご相談でした。よって、その導入をしていって、どうやったら皆さんに周知を図って知っていただくことができるかというようなことを支援させていただいたというような実績がございます。実際にはまだちょっと対応の最中ということで、結果についてはこれから数字がどうやって出てくるかにもよるんですけども、見ていく必要があるかなと思っておりますが、例としてはそういったような対応をさせていただいているというような状況でございます。

○米田委員 これからだと思います。防災アプリを活用しながら、それを皆さんに知っていただいて、ついでに、ついでじゃないですけど、町会も知っていただくという取組でいいんですよね。それはそれでいいと思うんですけど、もっと発展している町会なんかは、もうホームページを見てもらうように、特にマンションの方に見てもらうようになっている町会もありますんで、様々違った形で課題があると思いますんで、しっかり対応していただきたいなと思います。

あと、課長も申し込んでいたんですけど、5月15日で一旦閉め切ったと。ただし20団体だということは、まだ相談とか受け付けていただけるのか。例えば、うちの町会だと、デジタルで会計の処理のソフトとかやってみたいという相談がありました。こういった形はまだ受け付けていただけるという認識でいいですか。

○赤海コミュニティ総務課長 はい。今ご質問いただきましたように、5月15日で締め切っている時点で9町会となっております。実はその後も、今後取りあえずこの年度間で対応していくためにはということで5月15日に一度締め切っているものでございますけれども、実はこの後も個別に4件から5件、いろいろなご相談を今頂いている状況でございます。それは、お聞きしている限りでは、恐らく町会支援プログラムを適用して一緒に伴走しながら解決していったほうがいいのではないかなという類いの相談がほとんどでございます。そういったものに関しては、極力町会のお問い合わせいただいた方と了承を頂いた上でになりますけれども、町会支援プログラムを適用していく予定でございます。また、やはりお尻には限度があるかなというふうには思っておりますけれども、引き続き相談があれば受け付けたいというふうには考えているところでございます。

○米田委員 しっかり受け付けていただきたいなと思います。町会によっては、聞くところによっては、何を課題が、どんな課題があるか、町会自体でそれを把握していない。またどんなことを相談していいかも分かっていないという町会も多いと聞いております。地域振興部で出張所を経て出ていってはいいただいているんですけど、まだまだこのツールも分かっていないという町会の方々もいらっしゃいますので、しっかり周知して行って、それこそ本当の伴走型でやっていっていただきたいと思うんですけど、最後いかがですか。

○赤海コミュニティ総務課長 ありがとうございます。今回の募集開始に当たっても、各出張所地域の町会長会議、それから婦人・女性部長会議、全て回らせて、ご説明は一度差し上げているところでございます。またその際にエントリー募集、いつから始めますというようなこともやりまして、エントリー募集の際には、町会に対してお知らせとチラシを同封させていただいたという経緯はございます。一方で、皆様方に対するご説明、それとお知らせとチラシだけでは、本当にご指摘のようにイメージが恐らく伝わり切っていないのではないかなと思われる状況が、確かに肌感覚でございます。よって、今回ほかの町会がこういうふうなのを相談しているという、いわゆる耳でお聞きした状況で、実際はうちはこうなだけどという相談を頂いている様子もありますので、こうしたことを踏まえて、やはり私たちのほうから積極的にもう少しPRですとか、こういったことをアンケートでありましたけどというアプローチも必要かなというふうには考えているところでございますので、そういった取組をやっていきたいと思っております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

永田委員。

○永田委員 デジタル化推進について、どうしても町会単独では手が回らないというのが実態だと思いますが、これ、例えば統一したシステムや、例えばアプリみたいな、そういったものを行政から提案するようなことも必要かと思いますが、その点どのようにお考えでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 先日も、例えばコミュニティアプリで既に町会とか自治会のコミュニティアプリというのがいろいろ出ている中で、区で提供しないんですかというお問い合わせを確かに頂いたこともあります。また、ご指摘のように、会計の関係も何かいいものがないですかというふうに頂いていることもあります。一つは、私たちのほうでまだちょっとその辺りの種類ですとか、そういったものを調べ切れていないという部分がありますけれども、例えば会計に関しては、例えばエクセルでやっていらっしゃるような町会さんがいらっしゃるとすれば、私どものほうでフォームをご案内できるような、まだ構築中ではありますけれども、そういったことも今検討はしているところでございます。

いずれにしても、そういった町会さんからのご相談に何とか対応できるようなメニューですとか、アプリの種類とかをもう少し我々のほうでそろえなければいけないかなというふうには考えているところでございますが、区のほうでこれというふうなご提示を差し上げるのが果たして適切かどうかということに関しては、様々な種類が、先ほどもご案内を差し上げたようにありますもので、その辺りはちょっと検討、調整、研究をさせていただければと思います。

○永田委員 今、祭礼文化の継承というのでいろいろ補助金が出たりとか、今回も小学校にはんてんを購入してもらったりとかやっている中で、町会の、そこまでちょっと非常に難しいのが、祭典費の扱いというのが非常に個々様々で、そこまで行政が何か指導できるわけではないと思いますが、その辺も統一した考え方というものがあると、安心して祭典に、お祭りに取り組んでいけるとと思いますが、その点はいかがでしょう。

○赤海コミュニティ総務課長 今般私どものほうで以前から議論を頂いております補助金のご関係もございまして、町会にご提出いただいている実績報告などに関しての、まず様式というんでしょうか、そちらを今改正に向けて取り組んでいるという状況がございます。これは祭礼に限らず、町会の会計、拝見していると様々な、似ているようでそれぞれ特色のある費目の出し方もありますので、完全に統一できるかどうかはちょっとまだ研究段階ですけれども、そういったことでのまずフォーマットを作って改正していこうということと、併せて祭礼に関しては、特にこうやって別の会計なんですよ。もちろんほとどの町会も祭礼に関しては別会計ということで明示をいただいているので、そういったものは我々としては対象ではないですという認識でいるところでございますけれども、現状としては、まず、各町会の皆様は祭礼の費用の関係と町会そのものの費用というのは書類を拝見する中で明確に分けられているところが大半だというふうに認識しているところ。もう一つは、今後もう少しさらに明確に、我々も把握しやすいように、または町会の方々に負担をかけないようなフォーマットをどうやってやっていこうかというのを今やっている最中だということでご紹介をさせていただければと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかにこの町会支援についてのご質問がありますか。

○のざわ委員 今週の山王祭に職員の方々も参加されたり、沿道ですっと歩いてみている

だいたり、大変お仕事のご関心を持って見ていただいているんだなと思って、大変すばらしいなと思って拝見させていただきました。その関係でこの町会支援プログラム事業についてもちょうどいいタイミングなんですばらしいなと思っていまして、二つご質問させてください。本事業により町会加入率ですとか活動参加の方々の数とかがどの程度向上をされるご予定なのか、そういう目標とかありましたら教えていただきたいのが1点と。2点目が、支援終了後も町会が自走できるような構築等をもしお考えでしたらどのようにお考えか。よろしくお願いいたします。

○赤海コミュニティ総務課長 まず1点目が、加入率ですとか参加者数の向上をどれくらいかというご質問だったかと思います。確かに加入率の向上、私ども先ほどご説明で加入率が低くなってというフレーズを使わせていただいているということで、加入率の低下というのは非常に課題であるというふうに思っております。一方で、単に加入率が一律に高まればそれでよいかというところ必ずしもそうではなくて、どちらかというところ、もう一つの活動参加者を増やすことが肝要なのかなというふうに感じているところでございます。

まず、昨年度のアンケートでこの10年間の会員の増減について町会アンケートをさせていただいているところでございますが、会員が「大きく増えた」とか「少し増えた」というのが24%のご回答を頂いているところでございます。一方で「少し減った」「大きく減った」というのが56%に及んでいるという状況でございます。

町会につきましては、ご存じのとおり、非常に規模の大きいところ、少ないところ、特徴がかなりあるかと思えます。町会ごとの状況ですとか事情が非常に異なっているため、一概に加入率向上のゴールを数値で何%と表すのは非常に難しいかなというふうに捉えているところでございますが、今後改めて昨年度行いましたようなアンケート、数年に1回をめどとしておりますが、そのときに「増えた」の割合がいかにか上がっているかということが一つの指標になるかと思っております。これを「これくらい増やすのを目標に」というのは今なかなかちょっと目標を立てるのが難しいかなと考えているところでございます。

一方で、加入率だけではなくて、活動参加者についてもアンケートでお聞きしております、やはり「イベントの運営スタッフが少ない」というのが45.5%に及んでいるという状況でございますので、こちらも同じように数年後、二、三年後なんだろうかと、改めて町会支援プログラムを進めながらアンケートを取らせていただいて、これで極力圧縮できたときに改めて数値目標みたいなものを設定できるのかなというふうに今考えているところでございます。

いずれにしても、加入率と活動参加者は恐らく比例する部分と比例しない部分があるかとは思いますが、個々の町会さんの事情ですとか状況を鑑みながら、お聞きしながら、そういったものの向上に関しても推進してまいりたいと考えております。

○岩佐委員長 のざわ委員、よろしいですか。

○のざわ委員 ありがとうございます。千代田区における町会がコミュニティの中心として、宝物としていつまでも元気いっぱいやっていただけたらと本当に思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 ほかにご質疑。

コミュニティ総務課長。

○赤海コミュニティ総務課長 すみません。1個お答えが漏れておりました。

支援終了後にどうするかというようなご質問、失礼しました。そうですね、この町会支援プログラムをやってそれでできましたねおしまいというふうにはちょっと考えておりませんで、やはり町会から相談いただくお困り事というのは、要因は恐らくいろいろなものにまたがっているんだと思います。そういった要因一つ一つを支援する中でひもときながら、ある課題に対しての要因を一つ一つクリアしていく必要があるよねというようなことを伴走でやらせていただきます。また、その課題を一定程度クリアにできたねとなったときに、いわゆる私もでもというPDCAサイクルというようなものと一緒に検討させていただいて、自走に向けてPDCAサイクルも用いてくださいというようなご案内を差し上げるというふうに想定しております。ただ、そうはいつでも、やはり進めていく中で、たった1年、2年しかたっていないけどもこういう課題が出たといったときには、遠慮なくご相談いただければというようなつもりでおりますので、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 はやお副委員長。

○はやお副委員長 すみません。ちょっと基本的なところの確認なんですが、普通は年度の当初予算ということになれば、4月の1日からが執行になると。それにもかかわらず、今回のところについては、令和8年ということは令和7年度の予算になるんでしょうけど、2月から実際執行されているということなんですけど、この辺はどういうことで、ちょっと僕、説明されたのかもしれないけど、確認をしたいんですけど。

○赤海コミュニティ総務課長 もともと町会支援プログラム、名称はともかくとして、町会支援を行っていかうということでは7年度に関してもコミュニティ醸成支援事業という大きな、大きなというか、予算の中にもともとちょっと計上させていただいていたものがございました。その中で極力非常にお困りな町会があるというものもお聞きしておりましたので、少し前倒しをして、プロポーザルなどの時間も必要ではありましたが、極力ちょっと年度内に着手をしたほうがいいたろうというふうな判断を年度途中でさせていただきましたもので、その予算の中から充てさせていただき実行させていただいたというものでございます。

○はやお副委員長 ということは、これね、何かよく分からないのが、ふいに出てきているんですよ。流れは分かっているんですよ。デジタル支援をしていかなくちゃいけないだろう。そしてまた、こういうのをやっていかなくちゃいけないだろう。今、コミュニティの醸成支援の中からこうなってきた。でも全く予算が違う中で進んできているわけ。じゃあ、今回のこの町会支援プログラム事業ということになると、当然それで予算を取っているということですよ。だから、その経緯・経過というか、こういうふうに、システムをつくる時には完全にすぐの新システムってないんですよ、何度も言うように。既存システムがあって、そのところを現状分析して、全く新しくする革新性のあるハードウェアをやるか、でもソフトの部分というのは変わりませんから、成果と課題を整理しながら新しい事業を展開するはずなんです。そこがはっきりしないから、何がこれを継続され、この町会支援プログラムという事業になったのかというのが見えずらい。だからこのところはこういうふうに整理されたのかお答えいただきたい。

○赤海コミュニティ総務課長 先ほどご案内させていただきましたコミュニティ醸成支援という事業の中におきまして、7年度にこの町会支援に向けたアンケート調査なども計上させていただいたところでございます。その中に委託料ということで経費を積ませていた

だっているものがございました。その中でまず7年度は併せて支援に向けた対応も始めさせていただいたというところがございます。令和8年度におきましても、やはりコミュニティ醸成支援という事業の中では計上させていただいているところがございますが、分科会ですとか予算の概要などでは町会支援プログラムということでご説明をさせていただいたという状況でございます。

○はやお副委員長 私が言っているのは、この事業がいいとか悪いとかと言っているつもりでもないし、またやじが出ちゃうのかもしれないけど、おまえ反対しているんだろうとかというふうに言われても困るんだけど、いや、そんなことはないんです。ただ、これがきちっと効率的に継続的にどういうふうに進んでいくのかという整理をしないと、つまり何かといったら、概要にいきなり書いてある、それはそのとおりなんです。ただ背景があって、いろいろな事業が積み上げながら今日になっているわけです。そこをきちっと書かないと、あれっ、確かにそうだな、あのDXだったなという部分部分で切れちゃっているから、その大きな流れがどういう整理ということについて一度していただかないと、ここのところだけの部分を切り抜いてどうのこうのというのは分かりにくい、判断しづらいということなんですけど、このところは整理する予定はあるのかどうか。

○赤海コミュニティ総務課長 今ご指摘いただいている部分に関してでございますが、コミュニティ総務課のこれまでの取組といたしましては、議論いただいている補助金での対応ですとか、一方で、令和4年度、5年度でしたでしょうか、デジタル化推進ということで、町会、それから商店会、PTAなどに対して、ハード、ソフトの部分でデジタル化に対して助成をしますというものを組み組みでまいりました。またその後ですけれども、デジタルサポートということで、何でしたっけ、ヘルプデスクですとか支援員に訪問してもらって町会さんのデジタル化に関してのサポートをさせていただいているという事業を行ってございました。そうした補助ですとか様々な個別のサポートを踏まえた上で、昨今いろいろな課題となっている町会支援全体に対して持続可能性の向上が必要であるというようなこともご議論いただいている中で今回の町会支援プログラムに移行させていただいているという経緯がございます。

○はやお副委員長 もう私もね、うちの町会のほうもそういうことで指導していただいて、LINE公式を使ったり、LINEで、例えば常任理事会のほうのデータをLINEで来たり、間違いなく一つずつ進んでいるんですね。で、何を言いたいのかといったら、最初はスモールスタートでスタートしていたんだと思うんです。それがだんだんだんだん拡充していったときに、地道に行政がやっていることをやっぱり絵として描いていかないと、ああ、こういうことなのねと、ただ、また広がっていくと、じゃあスクラップ・アンド・ビルドで、何かちょっと整理したらどうなのと言いたくなっちゃうわけですよ、何かどんどんどんどんメニューが増えていくから。だからそのところは整理する気があるのか。もう一度経緯・経過として、こういうふうに変わってきたんだよ、今、今日に至っているんだよということが明確になっていくことが、やはり行政が一生懸命頑張っただけでやっているということが我々にも分かるし、区民代表である我々としてもそういうところを説明してもらいたいんですよ。だからそのところはどうかということを行っているんです。

○赤海コミュニティ総務課長 ご指摘のとおり、これまで、先ほどもご答弁さしあげたような、体系としてこうなって今日に至っているというのはまだお示しできたことが恐らく

なかったかもしれません。したがいまして、ご指摘を踏まえて、ちょっとこれまでの取組ですとか、ここに至ってどうだったかというのは、少し資料にまとめて今後の常任委員会で報告をさせていただければと思います。

○はやお副委員長 そういうふうにしてください。そうすると、非常に、今後執行機関が頑張っているということ、それだし、私も部分でそういうことについて肌身で感じて、一生懸命やっているなというふうな思いは分かっているんですね。応援もしたいし、やっぱり予算というか、やっぱり納税者に対しても、こんなにやっているんだよと説明しなくちゃいけないわけですから。そこが一つと。

あと、先ほどから何度も出ていることなんですけれども、祭礼文化ということになると、ここは関係ないですよ。でも、税の使い方といったところで、やっぱり出てくることが何かといったらば、先ほども永田委員のほうからもありましたとおり、結局は税金をですね、結局は祭礼、幾ら祭礼の文化だといっても、宗教性を否定できないわけですよ。そこをどうやって整理するのかといったところについて、それで、私も懸念ですよ、いいことだと思っています。だからスキームを考えるべきだと言っているわけです。だからこそ、今までの経緯・経過の歴史を整理するべきですよと言いたいわけです。

それは何かといったらば、例えば400年の天下祭についても、どういうふうに整理してきたかということなんです。つまり、何かといったら、バケツというと汚いかもしれないけど、器を作って、その中に例えば民間のお金、税金を入れて、そして、外に出すんですよ。それがやっぱりルールなんです。で、何であえてそのところをまた言うかという、今回のお祭りで、様々なところでやっぱり首長が税金を300万なのにそこは言わないで、皆さんそういう用意しましたからと言っているわけですよ。でも、それ、下期からじゃないんですかという話のところがあったときに、現実どういうふうにやっていくかといったときの整理、つまり私は何度も言っているし、たしか学識経験者も言っていたように、例えば一般社団法人みたいな器をつくって、その中にクラウドファンディングだとか、場合によっては民間のお金だとか、あるいはふるさと納税みたいな形の中で納税してもらうとか、そして最後に税金なんですよ。そういう整理がされて、初めてその一般社団法人の中からこのことについてお金を使いたいんだということを任意団体なり、またどういう形でなるか知らないけれども、そこに申請してもらうんですよ。で、そこで基準を決めてやる。場合によってはそれは行政のほうの方々が出向されてやるかOBの方がやるか、そういう形でルールどおり事務が進んでいくということをつくってくださいねと言っているわけですよ。それを何でそういうふう言ってきたかという、結局は補助金のあり方検討会で、公平性だとか、結局は平等性だとかということに僕は限りなく引っかかると思っているんですよ。だからそのところをどう考えているのか。いま一度こういういろいろなお祭りの中で首長が言っているわけですよ。で、私たちが言っていることを聞いていたんですかという話になっちゃうんです。そこをどういうふうに整理しているのかお答えいただきたい。

○印出井地域振興部長 様々ご質問があったかと思います。まず、町会支援の経緯ということにつきましては、かねてから区議会でも区民集会等を開催しながら、町会支援の在り方、新たな地域コミュニティの活性化に向けた議論をされていたと。我々のほうでも人口構成が変わる中で、町会は区政の多方面にわたって様々に貢献、協力していただいている

コミュニティの中核であるというところで認識をしていたところでございますが、町会に対しての網羅的な調査はこれまでしていなかったということもありまして、令和7年度には予算の中で町会の調査と、それから町会支援プログラムということで7年度予算の中で頭出ししてきた経緯があります。ただ、調査を踏まえた形ですので、7年度における執行状況は先ほど課長がご答弁したとおりで、それを引き継いで8年度に対象団体数を増やしながらか進めているという状況ですので、その点につきましては経緯・経過も踏まえてご理解を賜りたいと思います。

一方、祭礼文化の継承への支援については、まさに町会の支援の在り方を様々な角度で研究・検討する中で、やはり千代田区においては祭礼文化というのが町会の大きな求心力になっているというところに着目をしたところでございます。文化とコミュニティというところで着目をして、それに対する支援と。一方で、はやお副委員長がおっしゃるとおり、祭礼そのものに対する支援については様々な観点から政教分離も含めて課題があることはまさにご指摘のとおりでございます。

そういった中で、先ほどご指摘いただいた祭礼に対する支援のスキームということについては、まちみらい千代田における調査研究の中でもそういった方向性を一つ手法として認識をしているところでございます。一方で、今、迅速に取り組めることは何だろうかという中で、他の自治体でも事例があるようなスキームの中で、まずは行政が最初に行えることということで、令和8年度予算で総額300万円ですけれども、補助金の枠組みの中で実施したところでございます。ですので、今後やはり祭礼と町会の持続可能性ということについて取り組んでいく中で、今ご指摘がありましたようなスキームの在り方については引き続き検討してまいりたいというふうに思います。

○はやお副委員長 最後。同じ答えて、またいつも行政マンとして執行官としてはそういう答えしか今のところないでしょう、やっぱり首長の指示の中でやっていて。ただ、今後のことを考えたとき、ここのことについては本会議できちっと質問させていただいて、そして、区の正式な答弁を頂きたいと思いますので、ただ、これは私のほうの気持ちですので、これは会派で代表質問になるのか一般質問になるのか分かりませんが、やはりここは大きい今後の岐路に立つ重要な話ですので、また、区がここでいろいろな訴訟問題が起こるようなことがあってはならぬから、その辺のところの正式見解を本会議で求めますので、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 まあ、部長の答弁も正式な見解ではありますけどね。（発言する者あり）
首長の意見はね。そうですね。それはどうぞ聞いてください。

ほかに町会支援プログラム事業についての質疑はありますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（１）町会支援プログラム事業の質疑を終了いたします。

次に、（２）在留カード等の個人番号カードの一体化に伴う印鑑登録証明書コンビ二交付の拡大について、理事者からの説明を求めます。

○小川総合窓口課長 総合窓口課長でございます。では、地域振興部資料2に基づきましてご説明いたします。少々お待ちください。ちょっと失礼。すみません。

○岩佐委員長 大丈夫ですか。休憩しますか。

○小川総合窓口課長 いや、すみません、いいです。

○岩佐委員長 大丈夫ですか。

○小川総合窓口課長 すみませんでした。在留カード等と個人番号カードの一体化に伴う印鑑登録証明書コンビニ交付の拡大について、地域振興部資料2に基づいてご説明いたします。

日本にいる外国人は在留カード、または特別永住者証明書のほか、その多くが実は個人番号カード、マイナンバーカードを所有しております。しかし、個人番号カードを所持する外国人は在留カードと個人番号カードに関する手続をそれぞれ別の行政機関に行うことが必要であり、言葉も不自由な中、煩雑な手続を余儀なくされております。そこで、今回、日本に在留する外国人の利便性の向上と行政運営の効率化を図るため、出入国管理及び難民認定法等の法律が改正され、在留カードと個人番号カードを一体化することが可能となりました。

当区では、千代田区印鑑条例において、多機能端末、コンビニ交付サービスの端末で個人番号カードを利用して印鑑登録証明書を発行できるよう規定しております。このたび法律改正により在留カードと個人番号カードが一体化したカードでも同様のサービスが利用できるよう、条例改正を行う必要があります。

そこで、資料の3、改正内容につきましてですが、多機能端末による印鑑登録証明書の申請等の対象について、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を加えるというものでございます。

私からの説明は以上です。

○岩佐委員長 ご説明を頂きました。こちらは第2回定例会で議案になる予定の案件ですので、事前審査とならないようにご協力をお願いします。何か資料要求とかありましたらどうぞ。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 よろしいですか。大丈夫ですね。

それでは、（2）在留カード等個人番号カードの一体化に伴う印鑑登録証明書コンビニ交付の拡大についての質疑を終了いたします。

次に（3）税制改正について、理事者からの説明を求めます。

○齊藤税務課長 税務課長です。資料番号3に基づいて税制改正についてご説明いたします。

税制改正についてですが、第2回区議会定例会に提出する区税条例改正の予定案件として、企画総務委員会に頭出し報告をさせていただきます。

項番1になります。税制改正に伴う地方税の改正について、令和8年3月31日に地方税法等が一部改正されたことに伴って、千代田区特別区税条例について所要の改正を行うものでございます。今回の改正は、本年の第1回臨時会において議会に報告、承認いただいた専決処分以外の部分の条例改正になります。

項番2、主な改正概要になります。主な改正ですが、項番（1）については、国税である所得税法の防衛復興所得税関連の改正に伴ってふるさと納税制度の控除額の割合の規定について対応する整備をいたします。

（2）については、公的年金等受給者の扶養親族等の必要な情報を得られるように、提出される範囲について、特別障害者や寡婦、独り親等の情報の追加改正に対応する整備を

いたします。

（３）、（４）は、それぞれ特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除等の特例、いわゆるセルフメディケーション税制における期限の廃止と、住宅借入金等特別税額控除における期間の延長に対応する規定整備をそれぞれいたします。

最後に（５）は、優良住宅地等の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得についてでございます。課税特例の延長の規定整備及び対象範囲から急傾斜地崩落危険区域や土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域を除外する規定を追加いたします。

項番３、施行予定日についてでございます。施行予定日については、項番２の（１）と（５）についてが令和１０年１月１日の施行予定です。また、項番２の（２）と（３）と（４）は令和９年１月１日の施行予定としています。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 はい。ご説明を頂きました。こちら第２回定例会で議案になる予定の案件ですので、事前審査とならない程度でご協力をお願いします。何かご質疑――じゃなかった、資料要求とかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 よろしいですね。はい。

それでは、ありがとうございます。それでは、（３）税制改正についての質疑を終了いたします。

次に、（４）客引き行為等の防止に関する見直しの検討について、理事者からの説明を求めます。

○皆川安全生活課長 安全生活課長の皆川でございます。地域振興部資料４に基づいて客引き行為等の防止に関する見直しの検討についてご説明させていただきます。

１の検討の背景になります。平成２６年に「千代田区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」を制定し、警察、地域団体と連携しながら指導・啓発を進めてまいりました。しかし、近年、秋葉原・神田・水道橋などの客引きや客待ち行為が増加・巧妙化し、区民からの苦情が寄せられている現状がございます。体感治安の悪化が懸念されることから、指導中心である現行の運用を検証し、過料の適用も含む実効性のある対策の検討を進めてまいりたいと思っております。

平成２６年に制定当時のお話なんですけども、この条例というのが、区や警察が取締りをするようなことを主体とする条例ではなくて、あくまでも地域の自主的な活動を側面から支援をする後ろ盾をつくると、そういう趣旨でつくった条例ということをちょっとご理解いただきたいと思います。客引き条例と、他区みたいに取締りを目的とした条例という形にちょっと勘違いされがちなんですけど、あくまでも千代田区の条例は地域団体を側面から支援するという目的で制定されたものになっております。

現在、推進団体として、神田地区の粋な神田、外神田地区の外神田パトロール、あと秋葉原の昭和通り側で秋葉原イーストと、三つの推進団体がございまして、それぞれ月１回パトロールを実施しているところになります。ただ、これらの団体も平成２６年当時と比べてなかなか人が集まらないという形でパトロールにいろいろ懸念が出ているところがございます。その中で、現行制度の課題として、指導が中心で罰則がないこと。また、ここに条例上改善命令というものがあるんですけども、要件がなかなか厳しくて、これまで平

成26年から適用実績が全くございません。そういった観点から、口頭だけでの指導・注意だけでは抑止力が不十分であるという課題がございます。そういうことを含めて、今の条例をどうするのか、また違った意味で他区の条例を考えながら検討会を制定させていただいて検討をさせていただきたいと思っております。

三つ目が検討会の設置になります。仮称になりますが客引き対策検討会という名前で、町会の方、商店街の方、あと警察関係、またちょっと事業者も入れさせていただきながら、委員として今選定をさせていただいているところです。所掌事項としては、千代田区における客引き等の課題状況を踏まえて、現行の客引き防止施策の見直しと罰則適用の可能性について検討させていただきたいと思っております。

4番目の検討項目については、客引き行為等の現況と課題、他区の対策状況、実効性のある対策についてという点になります。

5番目のスケジュールなんですけども、令和8年7月から検討会を実施させていただきたいと考えております。

以上になります。

○岩佐委員長 ありがとうございます。ご説明を頂きました。この件についての質疑を受けます。

○米田委員 ようやくかなと思っています。令和元年に、私、質問させてもらって、まさにそのときに、今、課長がご説明していただいた地域団体を側面から支援するというところで、これまでも公表もなかったし、厳しい指導ができなかった。またパトロール中にはいなくなっていたちごっこがあったんで難しかったと。それでもやっぱりこの現状が続いているから今回このような条例改正も含めているのかなと認識しております。これを検討することによって、これまでいわゆるその店の公表、ビルの公表、いろんな形ができなかったんですけど、いわゆる過料も含めてこういったことを検討していくということによろしいのかお聞かせください。

○皆川安全生活課長 当然、検討会がこれからですので、検討会の内容によっては当然そのような方向性についても考えていかなきゃいけないと思っております。

○米田委員 ぜひともお願いしたいなと思います。これを検討するに当たっては、地域特性が違いますけど、例えば歌舞伎町は全く違いますけど、渋谷のセンター街とか、似たところが多々あります。こういったところを参考にしながらやるべきだと思っているんですけど、その点もいかがですか。

○皆川安全生活課長 当然他区の状況を見据えつつ、条例をどうつくって、もしの場合ですけども、検討会の状況で他区の状況を勘案させていただきながら、他区のとおり状況とかを含めて検討会の議題にのせさせていただいて、その上で委員の方に検討していただきたいと思います。

○米田委員 ぜひお願いしたいなと思います。7月となっています。早速やっていただけるのかなという期待感もあるんですけど、地域からはこれまで同様、様々な苦情も多々いっぱいあると思います。7月から十二分に検討していただくのは大事だと思うんですけど、期限を決めて、即実行できる体制、これをつくっていくことが僕は大事なかなと思っているんですけど、その辺いかがですか。

○皆川安全生活課長 当然検討会で十分な審議をさせていただいて、当然まちの方が困っ

ているということは十分認識しておりますので、スピード感を持って取り組みさせていただきたいと思っております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかにこの客引きについて、のざわ委員。

○のざわ委員 一つだけ、私もたまに時間と場所によりましてはちょっと怖いと思うこともありますので、検討会で検討されていくことだと思うんですが、もし今お分かりでしたら、秋葉原、神田、飯田橋などの地域特性に応じた実効性のある対策というのはどのようにお考えか、教えていただけたらと思います。

○皆川安全生活課長 千代田区内であっても、秋葉原、神田、飯田橋とそれぞれ特性が違います。秋葉原であれば、やはり外神田地区においてはやはりコンセプトカフェが中心で、また秋葉原の東側、昭和通り側だと、やはりキャバクラ等風俗が多いというところがございます。また、一部居酒屋等の客引きが多いということは十分認識しております。また、神田地区においてはエステやスナック、キャバクラ等、様々な職種が入り乱れているところがございます。飯田橋地区については居酒屋がメインになってくるのかなというところがございます。それぞれ特性があります。客引きについても特性がございますので、それぞれに合った形で対応させていただきたいと思っております。

説明は以上です。

○のざわ委員 申し訳ありません。ちょっと訂正で、飯田橋じゃなくて水道橋でございました。すみません。申し訳ございません。（発言する者あり）訂正をさせてください。すみません。

○皆川安全生活課長 水道橋地区は、やはり居酒屋と最近やはりガールズバーやキャバクラ等が水道橋地区、非常に多くなっております。また、東京ドームのイベントによって客層が変わりますので、その辺の特性を踏まえて、今、委託警備員等と指導の仕方を検討しながら進めているところがございます。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 このところをちょっとよく確認をしたいんですけど、客引きというのと呼び込みの定義の違いをちょっとお答えいただきたい。

○皆川安全生活課長 まず、客引きについてなんですけども、特定の者に対して呼びかけてサービス内容を提示する行為です。呼び込みというのは、イメージしていただきたいのは昔の八百屋さんみたいなイメージで、いらっしゃいいらっしゃいみたいな感じの、特定をしないで声かけをしているのが呼び込みという形で我々は考えております。

○はやお副委員長 確かに昭和通りのほう、公園がフラットになって駅前ところが、あそこがすごい客引きのメッカになって、もう怖いぐらいに、それは随分前ですよ、女の子が並んでいて、それで、いや、実は秋葉原のところの昭和通り口ではなくて、万世のほうに引っ張るんですよ、完全に。だからそのところがあまりひどいからということで、現実即効性ということで、やっぱり執行機関のほうとも話して、しょうがない、地元のほうからすると、佐久一だとか佐久二だとかという松永とかということ、やっぱり若干町会としてはそういうふうにボランティアをやっていただく方が少ないということだったんで、その即効性ということですよ、これについてはガードマンをつけて、ある期間500万ぐら

いかけてやった。そうしたら、かなり減ったんです。つまり客引きという対象ということからすると、そこの万世のほうの人は減った、間違いない。現実、私は全然呼び込みにも当たらないんですけども、そここのところのやっているやからの方々だと思うとき、僕は誘われないんですよ、不思議なんで、地元の顔をしているのかどうなのか。で、ずっと通ってくると全くすぐ近くのとこで立っていますから、非常に微妙にここが、（発言する者あり）客引きなのか呼び込みなのか、つまり、お店の前で立たれちゃっていると、どうやって例えばそこの違いを限定していくのか。誘っているかのようだけれども、いや、ここで〇〇やっていますよというかのように、自分たちのそこの営業する場所の1階にいるわけですよ。そういうときはちょっとどうなのか。

○皆川安全生活課長 今回の現状の条例の中での話をさせていただきたいと思っております。当然、今、委託警備員や我々区の職員が回ったときに、やっている行為を確認すればその場で注意しているところがございます。ただ、不特定多数で歩いていて、やはり声だけ、どうですかどうですかと言っている行為は、やはりそれは客引きに当たらないという形で、やはり歩いていて、私の特徴、眼鏡かけて、そこの〇歳ぐらいのお兄さんどうですかということ、やはりもうそれは特定できているという形の声かけになってきますので、そのときについてはやはり客引き行為に当たってくるのかなというところがございます。

取締りの関係については、もう、もしの話で、きちんと今ある区や警察が取締りの主体となるといったことを平成26年の環境文教委員会のほうで当時の安全生活課長が答えていますので、そういう趣旨でつくられた条例になっていますので、なかなかそこまで踏み込めていないというところがございます。今回の検討会で、今の条例を生かしたまま踏み込んだ形でやっていくべきがいいんじゃないかというお話があれば、やはりそれをうまく運用できるようにして改善命令までできるような形でつなげていくというのが一番重要になっている。ただ、他区の状況で、やはり去年の4月に渋谷区のほうで、これまで指導だけだったのをやはり過料を入れて効果があるということも私も現場を見させていただいていますし、渋谷区のほうからもそういうお話は聞いておりますので、その辺もきちんと検討会のほうでご紹介をさせていただいて、きちんと検討会でどういう方向性でやるのか、今のままできちんと運用をやっていくのか、また過料を見据えた形でやっていくのがいいかということを検討会で諮って聞きながら進めさせていただきたいと思っております。

○はやお副委員長 実態的に厳しい状況になっていることは私も十分理解して、決してあれではないんですけども、この辺のところ、以前なかなかできなかったのは客引きと呼び込みの違いということがあって、そここのところは警察のほうと話したときに、非常に定義のしづらいところだったというのが現実なんですよ。だから、この検討会の中でも、どこまで踏み込んでこの辺を整理していただけるのか。そしてまた、今後このことをやるという、検討会は検討会でやらなくちゃいけないと思うんです。そこについては合理性を持たせるために会議体をつくって、でも一方では、現実厳しい状況のところについては、それこそお金を入れても暫定的に即効性のある体制というのにも必要なんじゃないかということも思っているんだけど、その辺はどういうふうに考えているか。つまり何かといったら、あのときに、いやいや、まあ、正直言いますよ、石川区長のほうから、地元でやってくれよみたいな、そんな言い方だったんですよ。でも、そんなマンパワーはありませんよと。だからどうかしてもらいたいというふうに地域の声が出てきたときに、即効性とし

ていつやるかというか、抜取りで結局はガードマンをつけてもらったんです。それで回ってもらったんです。そしたらかなりの効果が出てきたから、例えばそういうように、本当に困っているところについては、そのところの即効性のある対応ということはどういうふうに考えているのか。つまり、検討はしなくちゃいけないよ。だけでも今言ったように早くやってくださいよ。この議論のところは十分にしていかななくちゃいけないということがあるということは理解した上で、即効性のことについてはどう考えているのかお答えいただきたい。

○皆川安全生活課長 これまで委託警備員のほうを区のほうで契約させていただいて運用しているところでございます。その運用方法がやはり重要なのかなというところで、今3人組とかで回っているというか、巡回して、その都度注意しているということだったんですけども、実はやはり昭和通りのところは非常に苦情が多いと、町会の方からお声を聞きまして、巡回じゃなくて固定でちょっとずっとその場にいるという配置方法をちょっと実験的にさせていただいたりとかですね、やはり運用方法をうまく合うような形でやるというのがやはり重要なのかなと。当然お金には限界があるので、それをじゃあどんどんお金を要求して人をつけますよとやればコスト増につながってしまうので、やはりそこは必要なおところに振り分けなきゃいけないところがある中で、今現状としてやっていなかった運用方法を、今、警備会社と月1回セッションしながら、ちょっとこういう方法でやってみようよとか、ちょっと今そういう形でやらせていただいているところでございます。ちょっと固定配置をしたら、やはり彼ら、客引きをしている人たちからすると、何でいつもいるんだみたいな、警備員に対して言っているんですけども、何も、正しいことをやっていれば別に文句言う必要性がないので、いなくなるとやはり客引きとかそういう違法行為をしてしまうことになると思いますので、今、ちょっと運用方法を考えながら、即効性のある対策を日々ちょっと研究させていただきながらやらせていただいているところでございます。

○はやお副委員長 最後。

まあ、いいです。ありがとうございます。やっぱり納税者に対して限られた財源の中で最大限の効果をを得るためにそういう運用で対応していますと。でも現実それでも効かなくなってきたところについては、遠慮なく、これは予算編成権のある首長に言っていただいて、やっぱりどこが問題なのかといったら、お金で済むものであれば当面の対応というのはしなくちゃいけないことですから、でもやっぱり部署としては与えられた当初予算の中できちっとさらに効果を上げていこうという、今の説明の仕方で十分理解しました。だから、今後その辺のところが必要に応じてはやっぱり予備費を使ってでも、やはり例えば昭和通り昭和通りと言われちゃうとちょっとどきとしたんだけど、申し訳ない、中央通りのほうだって女性陣のほうがすごく並んでいて怖いぐらいですよ、本当のこと言って。だからそういうところ含めて最大限に即効性のある対応をしつつ、財源のところについても十分に検討していただいて対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○印出井地域振興部長 今、副委員長からご指摘いただきましたけれども、基本姿勢は先ほど課長からご答弁させていただいたとおり、現行の予算の中でどう現場の状況を把握しながらめり張りをつけて適切な運用をしていくかということに心がけたいと思いますけれども、やはりそれでも限界がある場合につきましては、我々のほうとしても事業部内にお

ける予算の執行ですとか、場合によってはそういった緊急の対応とかというのを考えていきたいと思います。しかしながら、そういうところの対応が、やはり、何ですかね、一旦収まるとまた戻ってしまうというところが実態ですので、その辺をどう持続的に防いでいくのかという中で、渋谷区さんの取組などを参考にしながら、過料に向けた検討を今回していこうということですので、ぜひご理解を、これは議会も含めてご理解いただかないとなかなかスピード感をもって進められませんので、ぜひご理解を頂きたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 はい。それでは、（４）客引き行為等の防止に関する見直しの検討についての質疑を終了いたします。

次に、（５）（仮称）第７次ジェンダー平等推進行動計画について、理事者からの説明を求めます。

○竹本国際平和・男女平等人権課長 それでは、地域振興部資料５、（仮称）第７次ジェンダー平等推進行動計画の策定についてご説明いたします。

まず初めに、本計画の背景及び目的でございます。千代田区では、ジェンダー平等に関する取組を総合的かつ効果的に推進するため、令和４年３月に第６次ジェンダー平等推進行動計画を策定しております。本計画は令和８年度をもって終了いたしますことから、次期計画の策定に向け、令和７年度に意識・実態調査を実施し、その結果の取りまとめ及び分析を行ってまいりました。令和８年度は当該調査結果に加えまして、男女平等推進区民会議のご意見、国や東京都の動向等を踏まえながら、（仮称）第７次ジェンダー平等推進行動計画を策定するものでございます。

次に、本計画の位置づけでございます。千代田区第４次基本構想の下部に位置付ける分野別計画として策定いたします。

続きまして、計画期間でございます。令和９年度から令和１４年度までの６年間で予定しております。

次に、検討体制でございます。外部の検討体制といたしまして、学識経験者や関係団体、区民等により構成される男女平等推進区民会議においてご意見、ご助言等を頂きます。併せて庁内においては副区長をはじめとした関係部課長で構成する男女平等推進委員会を設置しまして、検討を進めてまいります。

最後に、スケジュールでございます。令和８年１１月に素案を作成し、１月にパブリックコメントを実施した上で令和９年３月に計画を策定する予定でございます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。ご説明を頂きました。委員からの質疑を受けます。

○のざわ委員 こちら第６次計画が終わりまして未達となりました主要な課題が何であり、その原因分析等はいかがだったのでしょうかということを、もし教えていただける範囲内でよろしくお願いいたします。

○竹本国際平和・男女平等人権課長 第６次計画の未達となった成果目標についてのお尋ねでございます。第６次計画につきましては五つの目標がありまして、それぞれ１５の施策の方向性、さらに２２の成果目標から構成されております。その中で未達かつ計画の策

定時より改善が見られなかったものにつきましては、成果目標のうち六つございます。その中で少し説明させていただきますと、例えば虐待に関する相談件数、これは減少という目標値を立てさせていただきました。計画策定時は944件でございましたが、令和7年の実績は1,216件と増になっております。ただ、これは高齢者の虐待の早期発見に努めるという意識が浸透してきて、結果、件数が増えたとも考えられるので、これは減少とした成果指標の立て方そのものに少し問題があったものと分析しております。

また、例えば男性の育児休業、育児短時間奨励金の申請企業数という成果指標を出しております。目標値8社、計40社というところでございますが、実績としては年4社、計20社となっております。こちらにつきましては、新規の件数を指標にしたことによりまして、令和5年、6年は新規8件を達成したんですが、令和7年は件数は増えているんですけども新規が減ってしまったということで、達成できていない部分でございます。ですので、新規獲得するために今年度商工観光課と連携しまして、東京商工会議所7,000社へのメールマガジン等々の案内もしておりますので、そういったところで新規獲得に努めてまいりたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

のざわ委員。

○のざわ委員 ありがとうございます。分析もしっかりされているというふうに理解させていただきました。それを基に、第7期、今回始まると思いますが、計画期間中で達成すべき具体的な数値目標ですとか、進捗管理方法等をどのようにお考えか、もしよろしかったらよろしく願いいたします。

○竹本国際平和・男女平等人権課長 具体的な数値と取組状況の進捗状況の把握についてのお尋ねでございます。

具体的な目標数値につきましては、これから検討委員会等で検討するものでございますので、現段階ではちょっと述べることはできないんですけれども、まず昨年7年度の区民会議の中で、中間報告ということで、区に対して意見のようなものを出されました。その中で、基本的な考え方というものがございまして、一つ目が個が尊重され多様性を認め合う社会を目指す。二つ目が誰もが困難や暴力から守られ安心して生活できる社会を目指す。三つ目がジェンダー平等の視点から活力を生み出す社会を目指す。そういった三つの基本的考え方が示されましたので、それを基に今後基本理念を定めまして、それぞれ目標を定めまして、施策の方向性を定めまして、それぞれに具体的な成果目標を設定していくよう検討していくものでございます。

次に、取組状況の確認でございますけれども、計画策定後に、年1回、全庁に調査をかけまして、所管課として進捗状況とか取組がどういうふうに行われているか確認させていただきまして、その後に区民会議や検討委員会に情報共有いたしまして施策の今後の展開等々について検討していく予定でございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。ほかにご質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 大丈夫ですかね。

それでは、（５）（仮称）第7次ジェンダー平等推進行動計画についての質疑を終了いたします。

次に、（６）（仮称）千代田区立神田駿河台ホール（日本大学カザルスホールちよだ）整備等に向けた基本方針について、理事者からの説明を求めます。

○榊原文化振興課長 それでは、ファイル番号７及び８、地域振興部資料６をご覧ください。

まず、資料の項番１の経緯についてご説明いたします。当該ホールはカザルスホールとして知られる音楽ホールで、昭和６２年に室内楽専用ホールとして誕生をいたしました。平成１４年以降は日本大学が取得をし「日本大学カザルスホール」となり、平成２２年以降は音楽ホールとしては使用されておりました。令和７年１０月に区と日本大学が協議を開始する覚書を締結し、施設の再生に向けて協議を行ってきましたが、このたび基本方針を定め、互いに取り交わしたいと考えております。

続いて、項番の２、基本方針の概要についてです。まず①番、名称につきまして、条例上は（仮称）「千代田区立神田駿河台ホール」、通称は「日本大学カザルスホールちよだ」を考えております。なお、条例上の名称は議決を得て決定をするため、あくまで現時点での仮称となります。また、通称面については日大と合意をしたこの通称を使用したいと考えております。

次に、②番、施設の整備につきまして、改修は施設を所有する日大が実施主体となります。設計工事の発注等は日大が行います。

次に、③番、改修に係る両者の費用負担につきまして、当該ホールの状況としては、現在は電気も一部しか通っておらず、設備も築４０年近く経過をし、様々な箇所が老朽化をしております。一例として、天井については脱落すると重大な危害が生じるおそれのあるつり天井である特定天井となっております。今後の再開に向けては改修工事が必要になります。こうした施設の本来機能を回復するための工事は日大が費用を負担します。一方で、区が運営するに当たり必要と考える追加の工事については区が費用負担をします。

次に、④番の備品につきまして、現在の施設には舞台や楽屋に必要な備品が一切ない状況のため、借受け後に区が必要な備品を購入したいと考えております。

次に、⑤番、契約期間について、施設が築４０年近く経過をしており、建物は一般的に６０年をめどに改修を検討することから、今回借受け期間は２０年間としたいと考えております。

なお、公共施設となることで固定資産税が非課税となる可能性が高いことや、通称名に大学名を使用すること、運営費用は区が負担することなどから、借受けの賃料は無料とする使用貸借契約を締結する方向で調整中です。万が一固定資産税が課税となり賃料を支払う必要が生じた場合については、上限を定めて両者で協議をすることとしています。

最後に、⑥番の指定管理者制度につきまして、施設の運営に当たっては指定管理者制度を前提に検討しております。指定管理者は議決を得て決定するものになるため、指定管理者制度を導入する場合については改めて議会にお諮りをいたします。

以上につきまして、詳細は別紙としておつけをしている資料をご覧くださいと存じます。

なお、基本方針は６月下旬までに締結をしたいと考えております。

最後に、資料の項番３、今後のスケジュールについてご説明いたします。今回の基本方針締結後、区の考え方を取りまとめた基本構想を作成し、その後は費用負担や役割分担を

明確にした基本協定を別途締結する予定です。基本構想や基本協定につきましても、案がまとまり次第、本委員会で報告を行ってまいりたいと考えております。具体的には7月に基本構想案を作成し、8月にパブリックコメントの実施、9月には基本構想を策定し、10月から12月頃に基本協定を締結、その上で来年2月には公の施設の設置条例案を議会に提出したいと考えております。

資料のご説明については以上です。

○岩佐委員長 ありがとうございます。委員からの質疑を受けます。

○米田委員 今、課長からご説明がありました改修工事の役割分担についてお聞かせいただきたいなと思います。

施設の整備・改修は日大と、今後の運営は区のほうになるとおっしゃっています。今後なんですけど、いわゆる日大が負担する工事と区が負担する工事、これどうやってすみ分けしていくのか、基本的なことをお聞かせいただけますか。

○榊原文化振興課長 先ほどご説明した資料2番の基本方針の③番のところに該当するご質問ということで、日大がまずこういった工事を分担、費用を負担するかということに関しましては、ご説明をしたとおり、本来機能回復をするための工事ということを現状では想定しております。そのため、今現在全く施設が利用されていない状況のため、このままではとても運営ができないという点を踏まえまして、そういった状況を改善していくために、ご説明の中でも申し上げた、ホールの天井がそもそもこのままでは使えない状況ですので、そちらを改修するといった工事ですとか、あとは貨物用のエレベーターを改修したりですとか、施設を運営する上で最低限必要になるものについては日大の費用負担を行っていくというところを想定しています。一方で、では区がこういった工事を負担するかということに関しましては、例えば、楽屋の一部の壁を可動式の間仕切りにすることであったりですとか、あとは光熱水費の個別メータについても現状だとついていない状況ですので、こういったものを整備するといった費用については区が負担をするということを想定しております。

○米田委員 すみません。基本的なことを聞いて、すみませんでした。ごめんなさい、僕の言い方も悪かったんですけど、今後進めていく上で想定外の修理が出る可能性もあります。そういったときに日大側が持つのか区側が持つのか、ある程度決めておかないと、どっちもうやむやになって、結局、日本大学さんはいい大学ですから、そんなことはないと思っていますけど、全部、区にやってくれと言いかねないこともあるかも分からないんで、しっかり明確に線引きをする必要があるんじゃないかなということを言いたかったんです。すみません。そのことについてお聞かせください。

○榊原文化振興課長 失礼いたしました。先ほど申し上げたものを一例として、今、委員おっしゃっていただいたとおり、どこで分担を分けていくかということについては、やはり当初の段階で一定の整理が必要だと考えております。そのため、基本協定、今後締結をすることも見込んでおりますが、そういった基本協定の中では、それぞれの負担すべきところはこういった工事箇所になるかということについては具体的に定めた上で、今後将来的に疑義が生じないような形というのは整えていきたいと考えております。

○米田委員 その辺が非常に心配なんで、しっかり明確に分けていただきたいなと思っています。課長の説明にもありましたけど、20年間とされると。60年ぐらいたつと大規

模修繕が要ると。ただ、分からないのは、しばらく使っていなかったんで老朽化が進んで、修繕してもらいますよ、もらうんですけど、館内に大規模修繕とか必要になる場合もあります。こういったところの線引きも私はしっかり明確に基本協定の中に入れておかないとトラブルの原因になると思うんですけど、その辺の考えもお聞かせください。

○榑原文化振興課長 ご指摘のとおり、老朽化した施設というところもありますが、基本的に借り受けしている際の維持管理については区が行うものということを想定しております。そのため借用範囲の修繕等も原則として区が実施することは想定しておりますが、一方で、やはり建物そのものに関わるような修繕であったり、高額な修繕が必要となるケースも考えられますので、そういった点については、まだ現時点で明確な線引きができていないところでございますが、今後、日大側と協議を進めていきたいと思っております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

のざわ委員。

○のざわ委員 こちらの千代田区立神田駿河台ホール（仮称）、私の周りでは、管弦、室内楽をされる方、それに造詣の深い方々も大変すばらしいホールだということで喜んでいらっしゃる方が多いんですが、一つだけ、今お話があったように、これ、区の税金がお使いになるという部分もありますので、区民の利用満足と収益性の両立についてどのようにお考えなのか、また、例えば稼働率目標等々、何か分かりやすい指標等がありましたら、教えていただける範囲内でどうぞよろしくお願いいたします。

○榑原文化振興課長 区民の方々から、このホールの整備については、ただいまご指摘いただいたとおり、様々な期待の声が寄せられるということで認識をしております。そのため、区民の方が自らの活動に利用できる環境というものについては整えていきたいと思っております。一方で、かつての実績からも、多くの著名アーティストの公演等が誘致できる施設であるということも考えておりますので、そういった収益性についても確保ができるように、興行利用と区民の利用ということについての両立は今後図っていけるような形を想定してまいりたいと思っています。

また、稼働率の目標値なんですけれども、現時点で具体的な目標値というものは設定しておりませんが、様々なニーズを満たすことで運営をするに当たっては高い稼働率を目指してまいりたいと考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかにご質疑ございますか。

○はやお副委員長 非常に文化的にも価値のある建物である。また非常に地域の人たちも、我々も和泉小なんかよくそこで、何というんですかね、報告会みたいなものをやっていたのが、残念ながらこういう状況になっていた。そういう状況なんですけれども、まず一つ、瑣末なあれですけど、設備のね、あそこにパイプオルガンがあったと思います。このパイプオルガンというのは非常にガザルスホールとしては意外と大きい付加価値だったと思うんですけど、この辺はどうしているのか。それとあと、やっぱり区民に対して説明するに当たって、席数は大体どのぐらいを、今後、席の数はどのぐらいなのか、その規模、大体の広さは分かっていますけれども、席数をどのぐらいに考えているのか。その2点をまずお答えいただきたい。

○榑原文化振興課長 2点ご質問いただきまして、まず、以前設置をされていたパイプオ

ルガンの取扱いについてです。現在、パイプオルガンについては日本大学の他の施設に移設をされている状況だということが確認をできました。今後につきましては、カザルスホールに再設置をするとなるとかなり多額の費用がかかるだろうということが見込まれております。パイプオルガンの所有者は日本大学であるんですけども、現時点でカザルスホールに移設をするという意向はないと伺っておりまして、区が主体的に移設を進めることについては難しい状況にあるという認識をしております。

2点目のご質問、席数についてです。こちらについてはおおむね500席程度のもともと席があった施設でございますが、改修を通じて若干の変更は見込まれるところはございますが、大きくそれが変更するということは考えておりません。

○はやお副委員長 先ほども米田委員のほうから話がありましたように、工事負担という視点なんですね。工事の負担。で、何があるかということ、やっぱりついで工事で一緒にやってそれを按分するとかという工事もあるでしょう。完全に機能として追加して、これはもう確実にうちのほうから指示した業者にやっていただくというのもあるでしょう。この辺のところの切り分けは今後だとは思いますが、当然視点として考えて、お互いに譲り合ったり、何々しながらとやっていかなきゃいけないと思うんですけど、その辺はどのように考えているのかお答えいただきたい。

○榊原文化振興課長 工事につきましては、あくまでも日大が主体的に本体工事と、あとは区が要望した工事も一体的に行っていくということを現時点では見込んでおります。

○はやお副委員長 じゃあ、全部やってくれるということね。また、あと名称の面なんですけれども、（仮称）千代田区立神田駿河台ホールって、これは仮称ではないとは思いますが、新たにこのホールの名前というのは募集して公募したりする予定でいるのかどうか。

○岩佐委員長 日大カザルスホール。

○はやお副委員長 下のところは通称名としては何か括弧つきで書くのかどうなのか分からないんですけども、カザルスホール、我々からするとカザルスという言葉が、あそこねとすぐ分かるんで、使わせてもらえるんだったら何かその中に入れるとかということもあるのかもしれないんですけど、この辺はどういうふうに、まあ、これから何かそういう検討委員会みたいなものを整理しながら、その名称についても考えていくのか、ちょっとお答えいただきたい。

○榊原文化振興課長 名称につきましては、公の施設の名称としては現在想定している神田駿河台ホールというものをこの案の形で進めていきたいということを考えているところで。また、通称名については、今回、日本大学と協議をする中で、両者でこの名称でどうかということの合意が今取れている状況ですので、これを通称として用いることとし、公の施設の名称とともに例えば併記をすることで、あそこの施設といえばやっぱりカザルスホールということは皆さん思っているんじゃないかと思っておりますので、そういった名称で呼んでいただけるような形というのは考えてまいりたいと思っています。

○はやお副委員長 最後になるんですけど、ちょっと通称名というのは、名は体を表すという、我々の姿勢が出てくるんですよ。ですから、やっぱりここは慎重に、今の話ですと仮称名のやつがほぼそこで横引きになるでしょう。そして通称名をそのまま、大体もうここでフィックスしていくだろうということの答弁だった。そこでも慎重に名は体を表す

ということで考えていただきたいということが一つと。

あと、経費というのは使用貸借契約をしていったり貸借をやっていく中で、区が、例えばどういう位置づけでなるのか分からないのですけれども、場合によっては、例えばまた言うとながら人もいますけど、日比谷のあそこのステップ広場については、結局は固定資産税の控除があるわけですよ。そういうふうにすることによってお互いのメリット、デメリットというのはあるんでしょうけれども、この辺の構成率については、今後かもしれないんですけど、どういうふうを考えていくのか。つまり我々が使うということになって指定管理ってことになる、現実、我々の建物なんですよ。建物として指定管理を出すわけですよ。だからそここのところの資産関係を含めて、どういうふうに関後整理していくのか。今日答えられなかったら答えられないでもいいですけども、どういうふうに関後していくのかお答えいただきたい。

○榊原文化振興課長 名称につきましては、今ご指摘いただいた観点、名は体を表すということで慎重な検討をしていくということについては配慮してまいりたいと思います。一方で、運営の方法についてのご質問であります、先ほど資料の中でご説明をしたとおり、今回使用貸借契約の前提となる部分について、施設への課税状況というところを挙げております。区が運用するということをもって固定資産税が日本大学が非課税になるということも都税事務所に確認したところ可能性としてあり得るということは聞いておりますので、都税事務所の判断というのは、今後より使用貸借の契約内容ですとか基本協定の中身を見てからじゃないと確かなことは言えないということでは言われているんですけども、都税事務所ともこういった内容的で日本大学と協議を行ってきたかということについては密に協議をしながら、この条件の内容で進めるような形で区としては運営をしてまいりたいと考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 はい。

田中委員。

○田中委員 この資料の契約期間のところを見ますと、施設の借受期間は20年とする。ただし、運営状況を踏まえ、別途協議するものとするところあるんですけども、今の時点で20年というところを設定された妥当性というか、その辺のところと、更新の可能性とか、あと、この運営状況を踏まえ別途協議したときに、短くなる可能性なのか長くなる可能性なのか、そこら辺を教えてください。

○榊原文化振興課長 借受期間20年というものに関しては、ご説明の中で少し触れたとおり、現在築40年程度たっている建物だということで、今後の大規模な改修が一般的に60年をめどにしているということを考えると、一旦はそこまでのおおむね20年間というものを設定するというのは期間として妥当ではないかと考えております。また、今後協議によってその期間が変わる可能性があるという部分に関して、可能性で言えばもちろん長くなることも短くなることも考えられはするんですけども、やはり、今回これだけ日本大学と協議をした上で整ったということであれば、この期間については運営ができるような形で、20年間は区民の皆様にも使っていただけるような形での整備というのを行うべきではないかと考えております。その後の状況については、所有者である日大の意向で

すとか、そういったことも借受期間の20年間の間にいろいろと変わってくる部分があるかと思うので、その辺り密に連携を取りながら、活用が伸ばせるのかどうかということについては検討してまいりたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

のざわ委員。

○のざわ委員 委員長、ちょっと、間違っていたら申し訳ないんですけど、林真理子理事長様は、押印の際は理事長でいらっしゃるということでよろしいですね。

○榊原文化振興課長 現理事長については、今月末までその任期があると伺っております。で、今日の、（発言する者あり）はい、失礼しました。6月の24日までが任期と伺っております。今回の基本方針につきましては、本日の委員会でご報告した後、区の内部の意思決定をもって締結に向けた手続を進めてまいりますので、予定どおり進めることができれば、任期の間に締結ということは考えているところでございます。

○岩佐委員長 大丈夫ですかね。

ほかに何かご質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。それでは、（6）（仮称）千代田区立神田駿河台ホール（日本大学カザルスホールちよだ）整備等に向けた基本方針についての質疑を終了いたします。

次に、（7）（仮称）新九段生涯学習館基本計画について、理事者からの説明を求めます。

○沖田施設整備担当課長 それでは、地域振興部資料7に基づきまして、（仮称）新九段生涯学習館基本計画についてご報告いたします。

初めに、1番の趣旨についてです。九段生涯学習館は昭和55年に竣工し、その所在地は九段南一丁目地区第一種市街地再開発事業の区域内に位置しております。本再開発事業により整備される施設建築物につきましては、区が従後に取得する権利床については新たな生涯学習館として機能更新を図ることとしており、その具体化に向けて検討を進めていくものでございます。令和8年度におきましては、学識経験者や団体関係者で構成する基本計画検討会を設置しまして、昨年度策定しました基本構想の内容を踏まえ、新たに基本計画を策定することとしております。

項番2の検討会の設置についてです。（1）の目的です。基本計画の策定に当たりましては、学識経験者や団体関係者で構成する検討会を設置しまして、新たな生涯学習館の施設計画について検討することとしております。

（2）の検討会の構成についてです。基本構想からの検討の継続性もあることから、昨年度の基本構想検討会の構成と同様としておりまして、学識経験者と団体関係者、計6名程度を想定しております。また、各団体関係者は記載の団体から推薦いただいた方を委員とする予定でございます。

（3）の検討内容ですが、従後に取得する権利床における諸室機能の相関関係や階層構成、平面構成など、新たな生涯学習館に求められる施設機能全般について検討会での議論を踏まえて整理してまいります。また、検討会の内容につきましては、区ホームページで適宜情報発信に努めてまいります。

最後に、項番3の今後のスケジュールについてです。本日のご報告を踏まえまして検討会を設置し、7月から検討会を開始してまいります。検討会で意見を聴取した後、11月頃に基本計画の案を策定しまして、その後パブリックコメントを実施し、今年中に基本計画を策定したいと考えております。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 ご説明を頂きました。委員からの質疑を受けます。

○のざわ委員 すばらしい施設になると思っていますので、一つだけ、AI、DX時代を見据えまして学習環境整備ということが当然基本政策にも多く盛り込まれていると思いますが、具体的にどのような機能が導入されるのか、教えていただける範囲内でよろしくお願いいたします。

○沖田施設整備担当課長 ご質問のAI、DX時代を見据えた学習環境の整備につきましては、現時点では、個別の技術とか設備を特定して導入するといった検討の段階には至っておりませんけれども、基本構想でも生涯学習を取り巻く社会動向として、急速に進展するデジタル技術への対応など、新たな課題への対応が求められる中で社会の変化に応じて学び続けることが一層重要であるというふうなことで記載をさせていただいております。また、具体的には基本方針において、変化する社会に対応し、学びや挑戦を生み出す柔軟で持続可能な施設としますというふうに掲げておりまして、その中で、社会情勢の変化が激しい中で利用者のニーズに伝えていくと、そういった環境を目指していくということで記載をさせていただいております。昨年度実施しました基本構想の検討会におきましても、デジタル技術を活用した学びの必要性についてご指摘がございましたので、こうした視点も踏まえながら基本計画の中で検討していきたいというふうに考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに何かご質疑ございますか。

○はやお副委員長 基本的なところですが、当然のごとく、やっぱり今後のスケジュールを見ると検討会が開催されるのが令和8年7月からと。そして一挙に11月の4か月で結局は基本計画案が作成されると。非常にタイトではないか。場合によってはちょっと拙速じゃないかというふうに思うんで、早く立ち上げたいということとはよく理解するんですけど、この辺というのはどういうふうに考えて、4か月でまとめられるの。だって、検討会でやったものをまとめるんだって大変な話なのに、それを基本計画、だからこれパラレルでやっていて、こうなっちゃうと、例えば区民の生の声だとか、そういうものが吸い上げ切れなくなっちゃうんじゃないかということをお心配しているわけ。お答えいただきたい。

○沖田施設整備担当課長 先ほどご説明さしあげたとおり、今後のスケジュールにつきましては基本計画の案策定は11月を目指していきたいというふうに考えております。昨年度策定しました基本構想におきましても、11月末頃でしたか、基本構想を策定いたしまして、タイトではありましたが、検討会を4回ほど、月1回程度皆様からご意見を頂きながら進めさせていただいたというところでございます。また、その検討会と並行で利用者の方のワークショップ等も開きまして、使用している部屋の課題等もお聞きしながら進めさせていただいたというところでございますけれども、今回の基本計画におきましても、この検討会の委員の方のみならず、利用される方へもご意見を伺いながら進めていく予定でございます。その意見につきましてはしっかり取りまとめたいと思います。

し、意見の取りこぼれがないように進めてまいりたいと思います。今のところ、スケジュールはこの11月頃を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

○はやお副委員長 分かるんですね。何かといたら、横引きで機能として、この生涯学習館は今度行われる再開発の九段南一丁目地区の第一種市街地再開発事業ということが横にらみになるんですから、ここで何が一番言いたいかというと、だから非常に重要な機能としてこれを横引きするから早くやらなくちゃいけないんだよというのは分かるの。ではそのスケジュールで、課長のほうのところではないんですけど、所管に関わることで、開発のことについてはうちが所管ではなくまちづくりだからできないけれども、以前あったとおり、図書館の移行という話があったと思うんですね。図書館の移行。そうなってくると、課長のところじゃないよ。今、私はうちの所管として図書館の話というのはどうなっているのか。それは何かというと、今、千代田図書館をそっちに移行することによって、例えば10階、9階のところを新たに新庁舎として対応していったらどうなんだということを連合審査会で話をしたわけですよ。で、そうなってくると余剰床の問題が出てくるから、すごくいろいろな変数が出てくるわけですよ。方程式で言ったらば一次方程式でいかないから。そういうときにどうやって庁内の総合調整というのはしているのかお答えいただきたいと思います。だから、あなたじゃ、あなたというか課長じゃないんだけど、ちょっとそこを、これは所管だから確認することなの。

○富澤財産管理担当課長 財産の取得に関するご質問ですので私からご答弁申し上げます。

九段南一丁目再開発事業における保留床の取得につきましては、現在、再開発組合との協議を重ねておりまして、取得の可否を含めまして未定の状況でございます。もし保留床を取得できた場合には、九段下エリアは区の中に位置しておりますし、利便性も高い場所でございます。このため、生涯学習館との連携が見込める千代田図書館等との配置の可能性について検討を進めていくこととしております。

○はやお副委員長 今の段階では難しい対応だと思うんだよ、押したり引いたりのことになってくるし、変数である保留床の扱いということも出てくると。こういう状況の中で、次は何かといたら総務課のほうも関係してくるわけですよ。どういような事務スペースになっていくのかといったときに、これをどういうふうに検討していくのか。それが決まらなとできないよということなんだろうけれども、でも、例えば、9階、10階を使うとき、これ、総務なのかどこだか知らないよ。何かといたら、人員の配置だとかって、場合によっては今の千代田区会館で使ったものをそっちに移すのかもしれないし、で、どういうふうにやっていくのかといたらパズルになるわけですよ。そんな簡単にいかないんですよ。でも何かといたら、利便性があるのは九段下の駅、すぐ上がってきたら生涯学習館があり図書館があったら区民の立場からしたらすごく利便性があるわけですよ。だったらどういうふうにしていくのかといたら、本腰で整理しなくちゃいけないことなんですよ。決まらなとじゃなくて、決めてくださいぐらいの話なんですよ。これをどういうふうにこのプロジェクトを進めようと考えている。ただ生涯学習館だけじゃないんですよ。だから何度も言っているけど、これはどういうふうに進めていこうというふうに庁内で話されているのかお答えいただきたい。（発言する者あり）

○富澤財産管理担当課長 庁内の具体的な合意形成の手続でございますが、副区長をトップといたしまして、全事業部長などが参画いたします区有地等活用検討会において、全庁

的な視点から議論を重ねておるところでございます。このため九段南一丁目再開発事業におきましてこちらの検討会において検討いたします。

○はやお副委員長 じゃあ、最後。

これについてね、非常にうちの所管が大きく影響するわけですよ。例えば図書館であれば文化スポーツのところの担当部長が影響するし、当然生涯学習館もそうでしょう。あと、財産管理だったらそちらの政経部長のほうなのか、行管担当のところだか分からないですけども、総務もかかってくるわけですよ。ですから、節目節目でこの進捗がどうかということに報告をしていただきたいと思うんですけども、これについてはばらばらじゃないんですよ。これトータル的にどういうふうに進めていくのかということの報告を、そしてまたスケジュールを明確にしてもらいたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○富澤財産管理担当課長 再開発の状況につきましては、節目節目で議会の皆様にご報告申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

ほかにこの生涯学習館基本計画については大丈夫ですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 よろしいですかね。

それでは、（７）（仮称）新九段生涯学習館基本計画についての質疑を終了いたします。以上で、地域振興部の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午後〇時 15分休憩

午後〇時 17分再開

○岩佐委員長 委員会を再開いたします。

続けて、政策経営部の報告に入ります。

政策経営部（１）職員等公益通報制度について、理事者からの説明を求めます。

○加藤法務担当課長 政策経営部資料１、職員等公益通報制度についてをご覧ください。３月に開催しました契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会におきまして、公益通報制度の見直しに係るご指摘がありまして、企画総務委員会でご審議いただくこととなったことを踏まえまして、今回ご報告をさせていただきます。

職員等公益通報制度の目的ですが、職員等が公益に反する事態を是正するため正当な通報をしたことにより不利益取扱を受けないようにするとともに、行政監察員を設置して公益のための通報の機会を拡充し、もって透明で適法かつ公正な区政運営に資することを目指す。令和６年度に示されました入札不正行為等再発防止検討報告書の内容を踏まえまして、職員等の公益通報制度の見直しを行っております。

まず、内部職員等の公益通報処理要綱を改正しまして、従前、公益通報窓口を行政監察員のほか、課長以上の職にある者、総務課に設置する窓口としていたところを、通報者の情報を保護するため、行政監察員のほか、法務担当課長及び総務課職員（法務担当）に限定したこと。それから、中立、公正な立場での調査結果等を担保するため、通報対応責任者が受理した通報に係る調査についても、原則行政監察員に行わせ、報告させるなどの改正を行っております。

また、公益通報制度の理解促進に係る講話を研修として実施しております。令和７年度

は行政監察員、法務担当課長を講師とした集合研修を実施しまして、今年度も実施を予定してございます。

公益通報後の主な流れですが、行政監察員に通報があった場合、通報を受理した行政監察員が調査を実施、行政監察員が結果を区長に報告、違法または不当な事実がある場合、区長は再発防止のための必要な措置を取ることとなります。行政監察員以外の公益通報窓口で通報があった場合、通報対応責任者が通報を受理した上で、行政監察員が調査を実施します。またそれ以降は同様の流れで対応することになってございます。

参考として直近の通報実績ですが、令和7年度2件、6年度は1件、5年度は1件となります。

説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。ご説明を頂きました。委員からの質疑を受けます。

○のぞみ委員 こちら最後の4のところに過去3年の通報件数、調査件数がありますが、是正件数の推移も同じ数字で、これは是正されたということでしょうか、いかがでしょうか。

○加藤法務担当課長 直近3年間の実績のところの是正の件数と詳細でございまして、令和7年度と5年度の調査につきましては、調査したところ、いずれも事実は認められなかったというところでございます。6年度のところにつきましては、内容としては投票所廃棄物の回収に係る委託業務契約に関するものでして、こちらが投票所の一般廃棄物を運搬するに当たって許可を受けていない事業所に委託している。また、当該廃棄物を処理場へ運搬する受託事業者に対して、定められた手数料を超えた金額を支払っているものというもので通報を受けてございます。調査した結果、前者の事実は違法であったと判断することができず、後者の事実は区条例に違反するものと言えるとして調査結果が行政監査員から示されたところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですね。

○岩佐委員長 はい。

ほかにこの件について質疑ございますか。

○はやお副委員長 まず基本的なところを確認したいと思います。2の職員等の公益通報制度の見直しということで、（1）のところで、主な改正概要、僕はここがすごく大切なところだと思っているんですね、もう一度、もう少し分かりやすくアとイのところを説明していただけますか。

○加藤法務担当課長 アのところの公益通報窓口の限定をしたところということなんですけども、こちらの目的は通報者の情報を保護するものということでして、改正前は内部における通報、相談のしやすさ容易性を確保することで課長級以上の相談窓口を設置していたんですけども、消費者庁のガイドライン等も参考にしまして、従来のように相談窓口を広く位置づけることで、かえって通報者自身が情報の漏えいに関する懸念を持ってしまわないように、今回窓口を制度所管に限定して、そういった懸念がないことを示すことを目指したところでございます。なお、外部の行政監察員への通報を原則としていることは従来のおりでございます。

次に、中立、公正な立場での調査結果を担保するということになってございますけども、こちらについては、これまでも通報対応責任者である職員が行政監察員を介さずに調

査した事例はなくて、全て行政監察員が調査を実施してきたところでございます。こちら
もこれまでの行政監査員の実績の調査を踏まえてこちらも適切に実施しているものという
ふうに考えてございます。

○はやお副委員長 ジャあ、ここのところの、イのところの通報対応責任者（政策経営部
長）が受理した通報に係る調査についても、原則行政監察員に行わせ、報告させることと
したと。ちょっと、そこをもう一度かみ砕いて教えてください。

○加藤法務担当課長 これまでは行政監察員が調査を実施してきたところなんですけども、
今般の通報対応責任者の、主に総務課が受理したものについて、これまでは総務課のほう
で対応する、実際、実績はないんですけども、要綱上は行政監察員を介さずに調査をする
ということができたんですけども、今回は要綱を改正しまして、通報対応責任者、総務課
のほうに受理したものについても全て行政監査員が調査を行うというふうに改正をしたと
いうことになってございます。

○はやお副委員長 結局、行政管理担当部長が今回のいろいろ起こしたという話が出てき
ているじゃないですか、有罪判決になって。そしてまた、ここのところについて、当時の
行政管理担当部長、それ以外の方も政策経営部長になり、そして行政処分を受けたという
ことになったとき、こういうケースのときというのはどういう対応をするということにな
るんですか、具体的に。つまり何かと云えば、その窓口であった人というのが通報者
責任者が受理した通報に係る調査についてということと、タッチされないということ
でいいわけですか、もう一度そこのお答え。どういうふうな対応、具体的なケー
スとしてどういうふうに。もう一度言いますね。平たく言うと、今回の入札妨害、もしく
は官製談合の問題を起こしたときの、当時の情報提供した、有罪になった人じゃないです
よ。行政管理担当部長だった人が政策経営部長になり、そしてそうなったときの場合とい
うのはどういうふうにこの公益通報の対応がされるのかと、具体的にちょっとお答えいた
だきたいと思います。僕は読めない、分からないんですよ、これ、何を言っているのか。

○加藤法務担当課長 ご質問いただきました官製談合事件に関する部分についてのご質問
かと思いますが、こちらの個別具体的な事案につきまして、それがこういった形で通
報対応者のほうに通報されるかというところは個別具体的に判断することになっています。
また、法令等の要件に照らして客観的に判断するべきものですので、私どものほうでそれ
を個別の事案についてどういう流れで通報として取り扱うかということを確認的に判断で
きるものではないというふうに認識してございます。

○村木政策経営部長 今、個別の事案についての回答につきましては法務担当課長のほう
からご説明があったとおりですけど、恐らくはやお副委員長のご質問というのは、仮定の
話といたしまして、通報窓口になっている者が何かこういった関与して……自分が関与し
ているものについて通報があったらどういうふうにするのか。恐らく、そういう趣旨でよ
ろしいですか。

○はやお副委員長 まあ、それも。そういうことです。

○村木政策経営部長 そういう趣旨だと思いますので、確かにそのような場合に、職員側、
現状ですとここにあります法務担当課長等、こちらが何らかの関与している者について通
報があった場合にどう扱うかということなんですけど、それはなかなか難しい問題でして、
本来的にはそういった場合には、我々としては行政監察員への通報、これを第一に考えて

いるわけで、もしそういったところで通報があった場合には、上の者が関与していない場合については、上の者の関与についての報告、何というか、通報の中に上の者の関与を示すようなものがない場合には、上のほうに、つまり区長、副区長に通報があったということを報告することになっていますので、そういった場合には、今度は当該職員の関与が疑われるということであれば、そこで何らかの是正をすることになると思いますけど、あるいは、今後は調査については行政監察員が一本化されていますので、そこで調査の過程で何か事実が入れば、そこでまたその法務担当のほうは今回の調査からは担当から外すとか、そういった措置を取るようになるのではないかというふうに考えてございます。

○はやお副委員長 制度だからというんじゃないんですかというんじゃないんだよ。その制度を考えた場合は、じゃあ法務担当課長が判断をするというふうに制度を明確に言わないと駄目だと思うんですよ。というのは何かといたらば、いや、その最終責任者で、例えば政策経営部長がこう見たら、ああ、俺のことじゃねえかという話になったら、場合によっては駄目なわけですよ。さらに上なんていうのはもっとそうですよ。だから、そういうところを考えるのが今回の対応じゃないんですかということをお願いしたいわけ。個別具体的じゃないんですよ。何かといたらば、今回、何で法務担当で、そしてこの公益通報を制度的に改革するかというと、先ほども話がありましたよ。令和6年7月の再発防止検討書のところに書いてあるんですよ。それは何かといたらば、今後のこういうことについて有効活用していくためにどうしていくのか。それは職員のほかにPFIだとか受託業者に対しても、内部の窓口を、つまり、法務担当課長を新たに設置し、と書いてあるんですよ。それで決めたルールがこれですかということなんです。つまり、発端というか、短所は、こういう問題が起きて、こういうケースということはどう理解されているかということなんです。別にこのことについては特別委員会ですることですけども、ただそれは切り離せない内容ですから、だって、何かといたら、そうやって言っちゃっているんですから、そのために法務担当課長を設定して、一度も答弁も聞かないで設置して給与を出しているんですよ。だからこれはどういうふうなことなのかということについてお答えいただきたい。

○加藤法務担当課長 先ほどのご質問のところで、通報を受けた者がその当事者だった場合ということのご質問ということで受け止めました。こちらの公益通報制度につきましては、通常職員が自ら行政監察員のほうに通報するということができる制度になってございます。ですので、仮に通報の中に通報先の当事者が含まれていた場合、職員の方の自主性にもよりますが、職員の方が行政監察員2名の弁護士の方に直接通報していただくということになるかなと思います。職員の方へのご案内につきましては、毎年1回公益通報制度の研修も実施してございますし、年度当初に全職員に対して公益通報制度の案内とこの行政監察員の紹介も行っておりますので、職員の方にも十分周知ができていかなというふうに考えてございます。

○はやお副委員長 じゃあこれは確認ですけども、それに関係する人がということであれば、直接行政監察員にこの公益通報のこの情報を提供するということでもいいわけですね、もう一度確認しますけど、そこだけ教えてください。

○加藤法務担当課長 公益通報制度上は職員が直接行政監察員のほうに通報することができる制度になってございますので、そちらの制度をご利用いただくことになるかなと思

ます。

○はやお副委員長 そのこのところについてより明確に僕は制度上言及するべきだったと思います。それと、何かといったらば、法務担当課長を新たに設置したわけですよ。一度も答弁していませんよ、その法務担当課長は。何でこういうことについて進捗が、令和7年に制度が変更したにもかかわらず報告をしなかったのか。それについての経緯・経過とその理由についてお答えいただきたいと思います。

○加藤法務担当課長 これまでのご報告のところなんですけども、入札不正行為等の再発防止検討報告書にも掲げられている様々な再発防止策の対策の中で、一つとしてこの公益通報制度の見直しについてもございましたので、併せて時期を見てご報告する予定でございました。ご報告が遅くなってしまったところがあるかもしれませんが、今後も制度改正等適切なタイミングでご報告を行っていきたいと考えてございます。

○はやお副委員長 これはね、あえて切り分けをして、再発防止の特別委員会ではやらないと決めたんですよ。それでこの所管に送るということだったんですよ。そしたら進捗を報告するのが当たり前じゃないですか。同時なんていうことがあるんですか。どういう経緯・経過でこういうふうに、課長は来たばかりだから、細部にわたっての状況は分からないと思いますよ。けども、これを議会として、区民代表として、ここで報告するということになっていてだよ、それと当初予算の分科会でも早く報告せよと言ったわけですよ。それで、この前のときも報告がなかった。そして、初めて今日報告してくださいと言って、やっとですよ。やっと報告ですよ。誠実な対応だと思えないんですよ。何か覆い隠そうと思っているの、となっちゃうわけ。だって、堂々と言えればいいじゃないですか。堂々とこのこのところについてこう変えたと説明すればいいじゃないですか。なぜここまで遅れたのか。令和7年でやっているんならば、すぐにでも決まったところの時点でね、だからもう一度繰り返しますけど、令和7年度のどこで最終的にこの変更がなされ、内部の者であろうとも、いつそういうことで通達したのか、そこをお答えいただきたい。

○加藤法務担当課長 こちらの処理要綱の改正につきましては、令和7年5月付で改正をいたしました。また、研修につきましても、令和7年度は7月の31日に実施してございます。

○はやお副委員長 ということは、もう終わっているわけですよ。令和7年の5月に、結局は去年の今頃ですよ、いやいや、前ですよ。だったら何で報告しなかったのかということになっちゃうんですよ。それはあなた方の事情だという話になっちゃうよ。早速にできた中で、だって、声高らかにうたって、検討報告書にやりますと言ったんだから。僕も読み込みが足りなかったんですよ。だけど、それでいながら、何だ、あそこの法務担当課長というのはこのために呼んだんだと思っちゃうわけですよ。それで一つの報告もなく、場合によっては、総括のときにおいては、やはり様々な理由で介護だとか何とかと、いらっしやなかったわけですよ。それはどういうふうなあれなのか、ちょっときちっと丁寧に説明してくださいよ。だからこれは何かといったら姿勢の問題ですよ。

○岩佐委員長 すみません。介護とかそういった理由は、いろんな事情があるので……

○はやお副委員長 だからそれがいけないといったことじゃないんです。

○岩佐委員長 そう。それはちょっと訂正してくださいね。

○はやお副委員長 いやいや、訂正だって、という理由ですねと、事実を言っただけだか

ら。はい、どうぞ。

○岩佐委員長 答え、よろしいですか。大丈夫ですか。

○村木政策経営部長 今回の、ただいまはやお委員のほうからこちらの報告が遅れたことについてご指摘がございました。ちょっと私が特別委員会のほうとこちらに出ていまして、ちょっと私の記憶では、特別委員会の中で、特別委員会か、あるいはこちらの企画総務か、どちらで報告するのか、ちょっとその辺りのところは一旦整理していただければご報告しますということで、そこで公式の場で終わっていたと思うんですけど、その後こういった整理がなされてこちらになったのかというのは、ちょっとすみません、私は記憶がないんですけど、公式の場では恐らくなかったと思うんですが、外で委員長同士で整理があって今回この場でということになったというふうに認識していますので、それで本年度に入ってからこちらでということだったんですけど、法務担当課長は替わったばかりでしたので、前はちょっと勘弁していただいて今回ということにさせていただいたものでございます。

それから、前の法務担当課長につきましては、公益通報のためにというよりも、むしろ現状で様々な訴訟とか不服の申立て、これが非常に増えておりましたので、そちらの対応がメインということで選考したものですので、そもそもの、選考を始めている段階では、まだこういった事件のこととかは出ていなかったと記憶しておりますので、そういった訴訟とか不服全般に対応するというので設置したものだということでご理解いただければと思います。

○岩佐委員長 はやお副委員長。

○はやお副委員長 この取り回しについては、どっちがということについては、確認しましたよ。そうしたら、明確に、特別委員会の委員長はこっちでやるということになっていいますと言われたんで、じゃあこっちだねという話になったわけ。ちゃんと言ったじゃないですかと僕は怒られましたからね、あのときね、委員会で。で、それはいいですよ。感覚が違ったのかもしれないけど。でも、それだったらどっちか分からなくても、令和7年の5月にこの制度の変更をしたということであれば、どちらに報告させていただいたらよろしいでしょうかということについて政策経営部長のほうが言うべきじゃないんですか。そのところはどうか。何かといったら、いやいや、聞かれていないからですよ、どっちだか分からなかったからですよと言っても、どちらかには報告しておかなくちゃいけないわけじゃないですか。そこはどういうふうに考えてそうなったのかお答えいただきたい。

○村木政策経営部長 これもちょっと私の記憶なんですけど、公式の場で私は、ではどちらにいたしましょうかということで、ちょっとご整理をお願いしますというような趣旨の発言で終わっていると思います。その後のちょっと回答が、ちょっとどこで頂いたかちょっと記憶がないんで申し訳ないんですけど、そちら、私のほうがもし忘失していたということであればその点については謝罪させていただきたいと思います。今後も適切にそれぞれ必要な報告はしていきたいというふうに考えてございます。

○はやお副委員長 最後。

だから、この中身を云々かんぬんというよりも、このことをやっぱり節目節目で報告するのが執行機関の当たり前の対応だと思うんですよ。そこについてどっちだか分からなかったからといっても、どっちかに相談するのが当たり前だと思うんですよ。で、そののと

ころについて、かなりの俺は瑕疵があると思いますよ。でもこれ以上言って、僕は後で議事録を見ますよ。そしてまた、特別委員会のほうの委員長に対していつ言いましたっけと確認しますよ。それでこのところでいつ言ったのか。そしてまた、何度も言うわけじゃないですけども、この検討報告書の中ではそういうふうに書いてあります。僕も確かに何で法務担当課長が来るんですかと言ったら、訴訟が多くなりますから、いろいろあったと思います。それだから新たに担当を設置しましたと言っていたから、ああ、そうなんだなと思っていたわけ。これとは関係ないと思っていたら、ここに書いてあったわけですよ。そしたらそのところについての説明はどうして認識が違ったのか、両方ともやるということになったのか、それとも最初はそういうスタートだったんだけど、そのところの法務担当課長というのがこういう職責をやることになったのか、そこだけはちょっとお答えくださいよ。

○村木政策経営部長 ご報告につきましては私の記憶違いなところもあるかと思いますが、またご確認の上、そういった誤りがあったということであれば、私のほうからまた謝罪させていただきたいと思います。

それから、法務担当課長についてですけど、こちらにつきましては、先ほど申し上げました訴訟、それから不服の対応、そういったもののほかに、当初総務課長と業務を切り分けた際に、公益通報のほうはこちらの法務担当課長が担当することに分けたので、その流れの中で公益通報の窓口をどうするかといったときに、総務課長ではなくて法務担当課長になったと。そういった経緯でございますので、公益通報の窓口として当初から法務担当課長を想定していたとか、そういうことでは直接はございませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

○はやお副委員長 もうこのところについてはまたやってもあれですから、ただ、もしそういうことに変わったならば、大変重要なところなわけですよ。報告が僕は公式的にすべきだと思いますよ。いや、今、法務担当課長なのか総務の法務担当なのか、だからそうなんですと説明しないと、でも、どちらにせよ、企画総務で報告するのか特別委員会で報告するのかということについては変わらないことですから、そこは後で調べますよ。

あと、何かといったらば、この資料の中で、4番の参考ということで、行政監察員が通報を受理し、調査を終了した件数と。令和7年が2件、そして令和6年が1件、令和5年が1件ということなんですが、これについてはどのように分析しているのか。多いとか少ない、先ほどはのざわ委員のほうはいろいろやっていただいて、もうやっていただいているのかもしれない。だけど、この辺のところについてはどういうふうに分析しているのか、この件数について。

○加藤法務担当課長 先ほど処理要綱が令和7年度に改正して体制が変わったところは見直しがあったところなんですけども、件数自体は令和5年からあまり多くは増えていないところがございます。私どもの所管としましても、この公益通報制度の周知徹底はより図っていきたいというふうに考えてございますので、引き続き公益通報の制度を職員の方にも周知していただき、必要があれば利用していただくということを私どもも普及啓発していきたいと考えてございます。

○はやお副委員長 まあ、このところについては、なかなか量だけの問題、質的な問題もあることですから。でも、やっぱり僕は、いろいろな様々なこういうような、何ですか

ね、官製談合ということで問題が出てきたことですから、しっかりと分析していただいて、それについて報告していただきたいと思いますが、いかがですか。

○加藤法務担当課長 はやお委員からご指摘がありましたとおり、制度改正等がございましたら速やかにこの委員会で報告をさせていただきたいと思います。

○はやお副委員長 それで、ここのところで最後にもうなりますけれども、令和6年10月の4日に結局は特別委員会のところで出しました。以前100条委員会での中間報告の結論についてということなのか。一番最初、千代田区政史上初めての100条委員会が行われたんですよ。そのときに、中間報告で、審議未了廃案になったんですが、中間報告しました。そのときのここに資料として「略」と書いてあるんですね。また、当時の契約制度で談合を防止するための適切な措置が取られていたとは言えず、公正な契約事務執行のために組織として取り組むべき大きな課題があった。100条委員会の中間報告ではこう書いてあるわけです。確かにそのところで様々にこういうふうに契約の内容を変えてきたということは言っていました。でも、現実起きたわけですよ。そのことについて、公益通報として2件とか1件とか、こういう状況をどのように捉えているか。つまり、何かといったら、課題がありますよと言っているんですよ。それでこのときの担当の、つまり経理課長というのはそのときの契約課長ですよ。その方が証人尋問で来られて説明していたわけですよ。つまり、当時、平成23年のときからそういうことについては課題として出ていたわけですよ。そのことについてどのように考えるんですか。そしたらもっともっとシビアに考えていって、こういうふうにしていくということが改革が出てこなくちゃいけない。そしてさらに個別案件だと言っているけど、現実起きた個別案件ですから、それをどういうふうみんなが安心して公益通報ができる体制をつくるかということだと思うんですよ。その辺どういうふうに考えているのかお答えいただきたい。

○加藤法務担当課長 個別の事件につきましてご回答は難しいんですけども、先ほど申し上げましたとおり、職員の通報者の保護を図るとというのがこの公益通報の制度になってございますので、公益通報の制度を引き続き周知して徹底してまいりたいと思ってございます。

○岩佐委員長 その話。

○はやお副委員長 いや、個別じゃないんです。100条委員会でやって中間報告を出されているんですよ。全然個別じゃありませんよ。こういう案件があったという事実です。だから、ここのところでちゃんと行政のほうは対応してくれていますよ。報告当時の平成23年のときについては、例えば、予定価格1,000万以上という工事だったものを300万円以上に変えていただいたりとか、つまりかなりそういう点でオープン化していったりいろいろ改革していますよ。でもまだ起きているんですよ。こうやって起きるんですよ。だからそのところはどういうふう考えるのかということを、やっぱり公益通報上考えたときに、現実、何度も言うわけじゃないですけども、私に連絡が来たわけですよ。そして私は、消費者庁の公取委のほうの話からすると、元区議会議員でも公益通報保護法の対象者になるという事例が書いてありました。だからそういうことからしたときに、どういうふうに、結局は誰にも相談できなかったことを私にされても本当に大変だったんですよ。それを含めてどういうふうになるのかを答えいただきたい。

○村木政策経営部長 先ほど申し上げましたが、個別の案件に対するご答弁はこの場で差

し控えさせていただきたいと思いますが、公益通報、これをどう実効的なものにするかという、これ、以前も申し上げましたが、非常に難しい問題だと思っております。他の自治体、あるいは民間企業等でもこれを実効的にうまく活用しているという例はなかなか私自身も聞いたことがございません。ただ、そういった中でも、だからといって放置することでもできませんので、我々としてはこれを実効的にするために、例えば、現在、専門の弁護士の方、行政監察員ではない専門のこういった公益通報の専門の弁護士さん、そういった方々の意見を聞く場などを設けまして、こちらのまた、今回これ、改正ということでご報告しましたが、もちろんこれが最終形ではございませんので、今後、より実効的な制度となるように、専門家の意見も聞きながら、制度の見直し、これを図っていききたいというふうには考えてございます。

○はやお副委員長 最後。

分かりました。これは非常に重要なことだと思いますので、今の答弁は非常にありがたいと思っています。そういうところについて節目節目で、例えば専門家の弁護士さんの法律家の意見についても報告していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○加藤法務担当課長 ただいまご指摘いただいた部分も含めて、行政監察員の弁護士さんもございますので、意見を頂戴しながら、よりよい制度をつくっていききたいと考えてございます。

○岩佐委員長 よろしいですかね。はい。では、隨時ご報告をお願いします。

それでは、職員等公益通報制度についての質疑を終了いたします。

次に、（２）区立内幸町ホール改修工事の契約変更についてですが、（３）区立内幸町ホール改修舞台照明設備工事について、（４）区立内幸町ホール改修舞台音響設備工事について、（５）区内幸町ホール改修工事について、（６）区立内幸町ホール改修電気設備工事についての４件についても、関連するため一括して報告を受けたいと思います。理事者からの説明を求めます。

○佐藤施設経営課長 それでは、区立内幸町ホール改修工事の契約変更につきまして、政策経営部資料２に基づきご報告させていただきます。

区立内幸町ホール改修工事につきましては、これまで電気設備工事と機械設備工事の入札におきまして２度の不調後の契約ということになりまして、その前に既に契約しております工事の契約工期の延長が必要なことから、工期延長の契約変更を行うものでございます。

資料をご覧ください。項番１、施設概要は表記のとおりでございまして、築２９年の建物でございます。

２、工事概要でございます。内部につきましては、舞台や観覧席をはじめまして、電気、空調、給排水など、ほぼ全面的に改修をする予定でございます。

３、契約の状況でございます。各工事工種の現在の契約金額及び契約工期を示してございます。電気設備工事の契約工期が令和９年４月３０日まで、機械設備工事の契約工期が令和９年７月３０日まで、それ以外の工種の契約工期が令和８年１１月３０日までの契約工期となっております。

４、契約変更の内容でございます。このため契約工期の延長及び延長に伴う諸経費の増額を行うものでございます。

恐れ入ります。次ページをご覧ください。5、予定契約変更金額でございます。各工事の工種の現在の契約金額、予定契約変更金額、予定増額及び増加率、契約変更の手続につきまして一覧して記載してございます。契約変更につきましては、このうち予定増額の5%を超えます舞台照明設備工事と舞台音響設備工事につきまして、議案として上程させていただき予定でございます。予定増額5%を超えない建築工事と電気設備工事につきましては専決処分にて対応させていただきます。また、舞台機構工事につきましては、議決案件ではございませんので参考として記載させていただきました。

6、契約工期の変更といたしまして、建築工事、舞台照明設備工事、舞台音響設備工事、舞台機構工事につきましては令和9年7月30日までの契約工期といたしまして8か月の延長を、舞台設備工事につきましては3か月の延長を予定しているところでございます。

ご報告は以上です。

○岩佐委員長 はい。報告——次に契約課長。失礼しました。

○湯浅契約課長 それでは、契約変更案件の区立内幸町ホール改修舞台照明設備工事、区立内幸町ホール改修舞台音響設備工事、区立内幸町ホール改修工事、区立内幸町ホール改修電気工事につきまして、政策経営部資料3、4、5、6に基づき、一括してご説明をさせていただきます。

初めに、令和8年第2回定例会でご審議をお願いするため事前に情報提供させていただき案件2件を政策経営部資料3、4にてご説明をいたします。なお、施設経営課長のご説明と多くの重複する項目がございますので簡潔にご説明をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、政策経営部資料3、区立内幸町ホール改修舞台照明設備工事についてです。項番1の経過でございますが、資料2で施設経営課長からご説明いたしました内容を表にしておき、項番2の契約日、項番3の契約の相手方につきましては、以前と変更はございません。

項番5の変更内容、項番6の契約期間につきましても、施設経営課長からご説明いたしました内容と重複しておりますので、資料の説明は割愛をさせていただきます。

項番4の契約見込金額につきまして、改めてご説明をさせていただきます。今回の契約変更は、第1回の金額2億3,345万3,000円、増減額は1,266万1,110円の増額、5.7%の増です。

次に、政策経営部資料4をご覧ください。こちら資料3とご説明は同様でございますので、項番4の契約見込金額のみ、改めてご説明をさせていただきます。今回の契約変更は、第1回の金額1億7,559万3,000円、増減額は1,068万1,000円の増額、全体の6.5%の増でございました。

次に、令和8年第2回定例会にて専決事項としてご報告する案件2件を政策経営部資料5、6についてご説明をいたします。

まず、政策経営部資料5、区立内幸町ホール改修工事についてご説明をいたします。こちらの資料もこれまでのご説明と同様でございますので、項番4の契約見込金額のみご説明をさせていただきます。今回の契約変更は、第1回の金額3億9,800万2,000円、増減額は1,850万2,000円の増額、4.9%の増です。

次に、政策経営部資料6をご覧ください。区立内幸町ホール改修電気設備工事について

ご説明をいたします。こちらも項番4の契約見込金額のみご説明をさせていただきます。今回の契約変更は、第1回目の金額1億9,784万6,000円、増減額は655万6,000円の増額、3.4%の増でございました。

ご説明は以上となります。

○岩佐委員長 はい。ご説明を頂きました。これの件につきましても第2回定例会で議案なる予定案件なので、事前審査ならない程度でご質疑を受けます。大丈夫ですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（2）区立内幸町ホール改修工事の契約変更について、（3）区内幸町ホール改修舞台照明設備工事について、（4）区立内幸町ホール改修舞台音響設備工事について、（5）区立内幸町ホール改修工事について、（6）区立内幸町ホール改修電気設備工事についての質疑を終了いたします。

次に、（7）令和7年度千代田区債権管理条例の運用状況について、理事者からの説明を求めます。

○富澤財産管理担当課長 それでは、令和7年度千代田区債権管理条例の運用状況について、政策経営部資料7に基づきご報告させていただきます。

千代田区債権管理条例につきましては、令和5年12月13日に条例を施行し、運用しているところです。本年5月末で昨年度分の債権放棄の数値が確定いたしましたのでご報告させていただくものです。

資料をご覧ください。項番1の債権の放棄については、条例第7条の規定に基づき、令和7年度中に放棄した債権となります。表に記載のとおり、2種類で2件、金額の合計は214万5,479円でございます。

債権放棄の詳細は別添をご覧ください。別添の表には左から債権の所管課、債権名、債権放棄の理由とその件数及び金額を記載しております。債権放棄の内訳は、医療費扶助費の返還金と保証料の返戻で、放棄事由は破産になりますが、いずれも所管課において破産管財人を通じて配当の有無を確認するなどの徴収努力を行った上で請求不能となった案件でございます。

恐れ入りますが、資料にお戻りいただき、項番2の公表についてでございます。ご報告させていただいた内容につきましては、今回のご報告の後に区のホームページで公表する予定としております。

簡単ですが、ご報告は以上となります。

○岩佐委員長 はい。ご説明を頂きました。委員からの質疑を受けます。

○のざわ委員 1点ご質問させてください。未収債権総額は前年度と比較しましては増加しましたのか、減少しましたのか。2点目としまして、徴収困難案件に関しまして、今後どのようなご対応をお考えでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

○富澤財産管理担当課長 2点ご質問いただきました。

まず1点目でございますが、債権の管理につきましては規則に基づき所管課が台帳を作成して管理を行う体制となっております。そのため、未収債権の総額につきましては、大変申し訳ございませんが、財産管理において、把握はしてはございません。

また、2点目の徴収困難案件の対応でございますが、督促等に反応しない方も一定数いらっしゃるため、弁護士等への委託による回収業務の効率化を図るため、その導入に向け

た準備を進めているところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○岩佐委員長 はい。

ほかに何かご質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 大丈夫ですかね。それでは、（７）令和７年度千代田区債権管理条例の運用状況についての質疑を終了します。

次に、（８）三崎橋補修等工事に係る入札状況について、理事者からの説明を求めます。

○湯浅契約課長 三崎橋補修等工事に係る入札状況につきまして、政策経営部資料８に基づきご説明をいたします。

本案件は第２回定例会でご審議をお願いする案件について事前に情報提供させていただくものでございます。なお、こちらは明日、環境まちづくり委員会でも情報提供させていただきます。

項番１、工事場所は千代田区飯田橋三丁目１１番先から千代田区神田三崎町三丁目９番先です。

項番２の工事概要における施工概要及び内容は、こちらの記載のとおりです。具体的な主要内容といたしましては、橋梁の下部構造の補修でございます。

項番３の工事期間は、契約締結日の翌日から令和１０年７月３１日までです。

項番４の契約方法は、制限を付した一般競争入札による契約（２者ＪＶまたは単体）で入札公告を行っております。

項番５の入札結果でございます。６月１日に開札を行い、申込み事業者が３者、そのうち１者が辞退しております。結果は、税込６億９,３００万円でショーボンド建設株式会社東京支店が落札しております。予定価格は税込８億９,９５１万２,９００円でございます。契約の相手方の詳細は項番５のとおりでございます。

ご説明は以上となります。

○岩佐委員長 ご説明を頂きました。委員からの質疑何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、（８）三崎橋補修等工事に係る入札状況についての質疑を終了いたします。

次に、（９）災害対策用備蓄物資（食料）の購入について、理事者からの説明を求めます。

○湯浅契約課長 それでは、災害対策用備蓄物資（食料）の購入につきまして、政策経営部資料９に基づきご説明をいたします。本件も第２回定例会でご審議をお願いする案件について、事前に情報提供をさせていただくものでございます。

項番１、購入品目はライスクッキー７,００８食、ほか、こちらに記載のとおりです。

項番２の契約方法は、公募制指名競争入札による契約で、項番３の納入期限は令和９年２月２６日です。

項番4の入札結果です。6月2日に開札を行いまして、申込み事業者が6者、そのうち1者が辞退しています。結果は、税込1億2,110万7,398円で、株式会社清水商会東京支店が落札しております。契約の相手方の詳細は項番5のとおりでございます。

ご説明は以上となります。

○岩佐委員長 ご説明を頂きました。委員からの質疑を受けます。何か事前で。

○はやお副委員長 以前も確認したと思うんですけど、ここの在庫の数、それが分かる資料をお願いしたい。

○岩佐委員長 なるほどね。じゃあ場所もね。全部の在庫でいいですかね。在庫の数について、議案審査までにご準備いただけますかね。

○中根災害対策・危機管理課長 ちょっとどの範囲までということを確認させていただきまして、資料、委員会の議案審査のときには出せるようにしたいと思います。

○はやお副委員長 はい。よろしくお願いします。

○岩佐委員長 よろしくをお願いします。

ほかに質疑、資料はございますか、要求。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（9）の災害対策用備蓄物資（食料）の購入についての質疑を終了します。

続けて、（10）避難所環境整備に係る物資の購入について、理事者からの説明を求めます。

○湯浅契約課長 それでは、避難所環境整備に係る物資の購入につきまして、政策経営部資料10に基づきご説明いたします。

本案件も第2回定例会でご審議をお願いする案件について事前に情報提供させていただくものでございます。

項番1、購入品目についてです。避難所用テント型間仕切り（2人用）及び目隠しシートを1,200セット並びに避難所用簡易ベッドを1,200台購入いたします。

次に、項番2の契約方法は、公募制指名競争入札により実施。項番3の納入期限につきましては令和8年12月25日としております。

続いて、項番4、入札結果です。6月2日に開札を行った結果、申込み事業者が4者、そのうち1者が辞退しています。結果は税込み2,679万6,000円で、ロイヤル防災株式会社東京支店が落札しております。契約の相手方の詳細は項番5のとおりでございます。

ご説明は以上となります。

○岩佐委員長 はい。ご説明を頂きました。委員からの質疑、何かございますか。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、（10）避難所環境整備に係る物資の購入についての質疑を終了いたします。

次に、（11）電子黒板等の購入について、理事者からの説明を求めます。

○湯浅契約課長 それでは、電子黒板等の購入につきまして、政策経営部資料11に基づきご説明いたします。

本案件も第2回定例会でご審議をお願いする案件について事前に情報提供させていただくものでございます。なお、こちらは明日文教福祉委員会でも情報提供させていただきます。

項番1、購入品目についてです。電子黒板を23台導入するとともに、関連機器としてスイッチャー、スライドレール、配線キャリーシステム等を一式購入いたします。

項番2、契約方法は公募制指名競争入札により実施。項番3の納入期限については、令和8年8月31日としております。

続いて、項番4の入札結果です。5月29日に開札を行った結果、2者の申込みがございました。結果は税込み3,784万円で、ジャンボ株式会社が落札しております。契約の相手方の詳細は項番5のとおりでございます。

ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ご説明を頂きました。委員からの質疑を受けます。よろしいですかね。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 参考資料として、特に中身を確認するつもりはないんですけども、文教のほうでも話し合われた内容だとかの何か参考資料として、多分話される内容としては、以前の台数と金額のことは話されると思うんで、それが分かるものの資料があれば。そこのところは入らないよ、入らないよ。けども、ちょっとそういう資料を参考資料として、これを審議する上で欲しいということで、お答えいただきたい。

○湯浅契約課長 明日の文教福祉委員会の資料と、あと当該担当の指導課長と確認をいたしまして、資料のご提供を頂き、副委員長にご確認を頂きまして、その資料を提出させていただきます。

○岩佐委員長 はい。よろしくお願いします。

ほかに何か資料要求とか、大丈夫ですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（11）電子黒板等の購入についての質疑を終了いたします。

以上で政策経営部の報告を終わり、日程1、報告事項を終了します。

日程2のその他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 大丈夫ですかね。はい。ありがとうございます。

執行機関の方から何かございますか。

○高橋商工観光課長 それでは、本年度の皇居千鳥ヶ淵灯ろう流しの実施につきまして、口頭でご報告申し上げます。

区と観光協会は、今年も7月22日水曜日と翌23日木曜日の2日間、いずれも午後7時から千鳥ヶ淵で灯ろう流しを開催いたします。基本的な実施内容は昨年度と同様で、1日当たりのボート乗船は60組まで、2日間で120組となります。そのほかに灯籠の販売がございます。広報千代田6月5日号でこの申込み開始をお知らせさせていただいておりまして、同日から観光協会の特設Webページで申込み受付を開始してございます。明日6月16日に一旦ボートのほうの応募の締切りでございますが、既に現時点で抽せん

なることは確定してございます。

ここで今年度の変更点2点お知らせいたします。1点目は、ボートの料金でございます。1組1万2,000円として、昨年より2,000円増えてございます。こちらは昨年ボートの使用料を改正させていただいたことと、もともとボートには三つの灯籠がついていたというところなんですけれども、このほかに、昨年、やはりボートに乗船された方からご要望が寄せられていた手持ちちょうちんをつけると。一つつけてございます。また、変更点ではございませんけれども、これらのボート乗船や灯籠の販売の利益部分につきまして、さくら基金への寄附をさせていただくと。ご参加いただく皆様には千鳥ヶ淵の桜の応援団になっていただくという考えの下、ご理解を賜っているところでございます。

2点目は、今年は北の丸公園と連携いたしまして、観覧場所として使用させていただくことができました。一昨年は武道館前の駐車場も利用してキッチンカーなども出しておりましたが、今回はこの駐車場の利用はなく、観覧場所のみの利用となります。北の丸公園側の観覧場所は暗いため、転倒などの事故が起きないように、照明の設置や警備スタッフなどの配置を行ってまいります。

また、こちらの灯ろう流しでございますが、昨今は非常に暑いというところがございます。夜間も気温が下がらないということで、熱中症リスクが高まっているというふうに認識してございます。また、水面で行うイベントということで、雷で中止になるリスクが非常に高まっているという現状がございます。今年度の実施においては、今後のイベントの継続についても見極めていきたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ご説明を頂きました。何か質疑ございますか。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。

ほかに何かその他で報告ございますか。

○竹本国際平和・男女平等人権課長 私からは戦没者追悼式について口頭報告させていただきます。

例年開催しているものではございますが、さきの大戦で亡くなられた方をしのび、追悼の意を表するとともに、世界の恒久平和を祈るため、開催するものでございます。日時は令和8年7月13日午後6時30分から千鳥ヶ淵戦没者墓苑で行います。式典では例年どおり、黙禱、追悼の辞、献花などを予定しております。この後、広報千代田6月25日号、ホームページ等で周知いたします。

報告は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

何かご質疑ございますか。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。

ほかに何か報告はございますか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 これも例年どおりの事業になりますが、納涼民踊の集いにつきまして口頭によりご説明いたします。

納涼民踊の集いは、靖国神社参道にある大村益次郎像を台座に、特設やぐらを設置して

行う盆踊り大会です。令和8年度の実施日時は、7月13日月曜日から16日木曜日までの4日間、時間はいずれも午後6時30分から午後8時30分までです。雨天中止ですが、小雨なら決行します。

同じ期間、靖国神社ではみたままつりが開催され、区内、区外からたくさんの来場者が訪れます。千代田区民謡連盟の皆さんが一番内側の輪で踊りますが、どなたでも参加できますので、来場者の皆さんにもその外側で踊っていただくことにより、特設やぐらの周りを幾重にも重なる踊りの輪ができます。

本件につきましても、広報千代田は6月20日号、区ホームページ、公式SNS等で周知するほか、プレスリリースも行う予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ご説明を頂きました。何か質疑ございますか。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。長時間お疲れさまでございました。

午後1時12分閉会